

第 23 日目（9 月 26 日）

○議 長（黒滝松男君） おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は 26 名であります。これから本日の会議を開きます。なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので報告をいたします。

なお、新潟日報社から写真撮影の許可願いが出ておりますので、これを許します。本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

[午前 9 時 30 分]

○議 長 ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。
市長。

○市 長 皆さん、おはようございます。大変貴重な時間をお借りしまして、一言ちょっとご報告がありますのでよろしくお願ひいたします。既に報道等もありまして、ご承知のこととは思いますが、国道 253 号線八箇峠道路が 11 月 25 日、土曜日になりますけれども、開通することが決定をしまして、長岡国道事務所様から通知がありました。通知があったのは 9 月 22 日の午後 4 時であります。今回は十日町市八箇インターチェンジから南魚沼市野田インターチェンジまでの間、約 6.6 キロの部分開通であります。

これまでは降雪による事故などがたびたび起きまして、十日町方面への通行がストップすることなどがあったわけでありまして、この開通によりまして、事故や通行止めが大幅に減少することが期待されるところであります。市民が待ち望んでいました大変重要な道路であります。命の道とも言われてきているわけでありまして。議員諸兄にご報告を申し上げまして、ともに開通を喜びたいと思います。

5 年前のガス爆発の事故等、いろいろな思いがある中で、工事が進められてまいりました。なお、開通時間、記念式典等につきましては、後日当市へも連絡が届く予定でありますので、詳細がわかり次第、議会事務局等を通じまして皆様にご報告を申し上げたいと思っております。以上でございます。

○議 長 済みませんでした。失礼いたしました。

○議 長 日程第 1、平成 29 年陳情第 1 号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情、日程第 2、平成 29 年陳情第 2 号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する陳情、日程第 3、平成 29 年陳情第 3 号 旧六日町小学校の教室棟の天井のアスベストについての採択に関する陳情、以上 3 件を一括議題といたします。3 件について、総務文教委員長岡村雅夫君の審査報告を求めます。

総務文教委員長。

○岡村総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会の審査報告を行います。本委員会は平成 29 年 9 月 4 日に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 110 条の規定により報告をいたします。

情第1号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情については、採択すべきものと決定いたしました。

陳情第2号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する陳情については、採択すべきものと決定いたしました。

陳情第3号 旧六日町小学校の教室棟の天井のアスベストについては、不採択とすべきものということに委員会では決定されました。

審査の状況は、期日は平成29年9月11日であります。委員の出席状況は8名全員であります。議長の出席もいただいたところでございます。若干、委員会の説明を申し上げます。陳情第1号については、意見なし、討論なし、起立全員でありました。

日程第2、陳情第2号については、意見がありました。若干報告しますが、私立高校へ行く生徒さんたちには、そこに行くメリットがある。また、公私間格差については差があっても当然であるという意見でありました。また、公立高校の試験に合格できなかった人たちが受けたとして、ある意味、やむを得なく私立を選ぶ人もまみられるわけでありまして、また、貧困家庭が増えていく中で、それらの家庭の子供たちにもちゃんとした機会を与える意味でも、私学への助成はやはり基本的に行って、そういう機会をつくるべきであるという意見がありました。また、もう一つは、公立高校で一次試験に失敗したとしても、二次を受けられる。また、低所得者にはそれなりの私学についての補助が出ている。公立と私学というのは違うべきものだという意見でありました。

それらを踏まえて討論になりました。討論については反対、賛成の意見がありましたが、大体同じような内容であります。討論が終わりまして、採決に移りましたが、起立多数でありまして、採択すべきものということになりました。

次、日程3については意見がございました。この趣旨がなかなかわからないという話がありましたが、参考人等と呼んでおりませんので、要するに議案上からの自分たちの考え方で意見が交わされたということでもあります。アスベストの被害に関しては、市としても市報に載せるぐらいですから、非常に関心があるという意見がありました。発症するには30年から40年と非常に長い期間がかかっていますので、可能性があることについては検討していくべきではないかという意見であります。また、今、救済制度もそれなりに整備されてきているという意見もありました。

討論になりまして、ほぼ同じような意見でありましたが、要するに公的な機構がフォローしている上で、なおかつ南魚沼市としてそういう学校が存在しているということで、それに伴うリスクがないとは言い切れていない状況ではないかというような討論がありました。

討論の後、採決に移りまして、起立少数でありまして、この第3号は不採択とすべきものと決定をいたしました。以上です。

○議長 長 3件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 陳情第3号についてであります。市民からのこの種の陳情というのは非

常にまれな例でありまして、委員会としてどのような審査をしたのか。ちょっとうちの会派の委員にも確認をしたところでもありますし、また、今の委員長の報告を聞いて思ったことではありますが、やはり当該委員会の調査としては、現在の、例えばこのアスベスト問題についてどのような状況になっているのか。また公、公共機関はどのような対応をしているのか、それについては行政当局の出席を求めて説明を求めることもできたでありましょうし、また、陳情者本人を参考人と招致して、内容について確認、調査することもできたであろうと思うわけです。

何せこの委員会というのは、1日の中の範囲に固執しすぎている。1日で結論が出せなくてもよろしいわけで、例えば継続審議という方法でこの問題については今後、将来にわたって、市民にとって健康上の大きな被害が発生する可能性があるとするれば、しっかりと委員会として調査すべきではなかったかというように私は思うのですけれども、委員長はどのように——委員会の考えというのは全くそういうものがなかったのでしょうか。

○議 長 総務文教委員長。

○岡村総務文教委員長 今ほどの件については、今、委員長は、ということがありましたので、そのじゃあどういふ私が考え——要するにそういう手続をしたかどうかと、こういう話でありますれば、議会事務局長とは、事前に委員の中から打診があつて、継続審査というような形がどうだというような話がありました。それについては局長と話をしました。そして、ここで任期が来るもので、そうなるに要するに任期中にその委員会で結論を出さなければならないということ。あとまた会期がここまでですので、会期中での手続はなかなか、私の判断では無理かなという感じがしました。そうしたところで、継続審査というのは難しいことと、参考人について、それについては協議をしていません。

当日は本人の傍聴もございました。また、もう1点触れますと、一委員からかなり詳細な調査をした報告がございました。若干申し上げれば、歴史的な部分を年次的に追った報告等を、執行部等からの聞き取りもされたのかと思われるような形で報告されております。そうした中で、その意見の中では、禁止された、そしてその後の発症等の問題で救済機構ができているということもその中では述べられています。そして、潜伏期間が35年前後ということで、非常に立証する、要するに市等を相手に立証するということはかなり時間がかかるものなのでという意見も中にはありました。それについて、この陳情を各委員がどう考えるかというあたりでの採決になったというのが経過でございます。

○議 長 20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 まず、1点目の継続審査にはなじまないという内容の中で、任期がもう間もなく終わるということ。それから、定例会会中に結論を出さなければならないということ。言いかえれば、こういうことがあるからこそ継続審議にすべきではないだろうか。議会は継続性をもっているわけで、新たな議員構成で新しい議会が始まったとしても、前議会で決めたことについては引き継いできちんと進めていくということになるわけです。継続審議、次お願いしますよ、ということであれば、それを受けて新たな議会で検討すればいい問

題であろうというように思います。任期があるから、あるいは定例会まで間に合わないからという理由で、継続審議を選択しなかったことは誤りであると思います。それについての見解を求めます。

それから、もう1点ですけれども、非常にアスベスト問題というのは時間もかかりますし、ただ、非常に今後について市民の健康にとって被害が出てくるのではないかという懸念もされる問題であります。そうした問題でありますからこそ、やっぱり行政当局の意見も状況も確認し、意見を聞くことも必要であったかというようにも思います。これについてはしなかったようなので結構です。1つの選択肢として、ではこれを採択して、どのような体制にもっていくべきかというのは、全くまた別の問題であります。この陳情で主張されている趣旨というものをしっかりと受け止めて、趣旨採択という方法も議会としてはあったのではないかというようにも思います。この点についての委員会、委員長の考えを求めたいと思います。

○議 長 総務文教委員長。

○岡村総務文教委員長 委員長としてのことについては、ここでは言わないほうが私はいいと思いますので、そうすると私見が変わりますので。私は採択には参加しておりませんので。そうした中で、討論の中でそういった趣旨があります。それはどういうことかと申しますと、この問題について総文ではこういう結果になろうということだと思っておりますけれども、社会厚生委員会のようなところで、議会としては継続して調査をしていくべきものというような思いがあるということをお願いしております。

今、インターネット等でも調べてみても、多分そういった患者の会とか、そういった裁判例とかと非常ににぎわしておりますので、またこういった形で社会厚生委員会等で実態をどういうふうに把握するかというあたりは、今後の課題だというふうに私は感じたところでございます。絶対この趣旨については反対だというような考え方は薄かったのではないかとはいふには私はとっております。

非常に不確実な部分があるということも、十分皆さん、参考人招致もしておらなかったのもそういうこともあります。おおむねはそういった形で大きな問題であるということは捉えていたのではないかとはいふには私は感じました。以上です。

○議 長 25番・若井達男君。

○若井達男君 陳情3号についての質問をさせていただきます。まず、このアスベストについてこの総文の審査の中で、人体に及ぼす影響等、アスベストそのものについて人体に及ぼす悪性中皮腫等に進むわけですが、そういう審議がなされたかどうか。

そして、六日町時代の、3町時代からさかのぼってずっと追いかけてきているわけですが、この後、この校舎は解体されているのです。そういった協議、話し合いが行われたかどうか。その時の行政の対応がどうだったかと、あったかどうか伺います。

○議 長 総務文教委員長。

○岡村総務文教委員長 アスベストが人体に影響があると、死にいたる問題であるということは議論、討論、意見の中でありました。中皮腫によって身内が2人死亡したという例も

示されました。また、校舎には私自身も在籍していた時代だという意見もありました。その後、体育館を壊し、そのあと小学校校舎も壊されたということだと思いますけれども、いずれもそういった要素を認識していたものというふうに私は思いました。以上です。

○議 長 25番・若井達男君。

○若井達男君 今ほどの委員長報告を聞かせていただくと、大変重要な問題であって、なおかつ人体の問題なものですから、それぞれが慎重に審議したということであれば、20番議員が質問したようなことで、時とすると趣旨採択、継続審議は置いたとしても。そうしたら審議委員のほうに申し送り事項、そしてこれは総文に限らず、合同審査ということもできるわけなのです。特別委員会を立ててもいいのですよ。社会厚生、総文の合同調査、審議、それがそのときどきが主体になるかはその場で決めればいいのです。社厚が主体になる。これは委員長、十分この取り扱いについてはおわかりですが、そういったことはなかったのですか。これだけの重要な問題が総文委員会審議の中で。

そして、この後の小学校解体については、行政は否定してきたのですよ、アスベストがないと。そして、県のほうから、あるからすぐ調査してやりなさいと。落札者はアスベスト処理を入れずに安価で落札になった。その中にはアスベスト処理まで含めて倍の金額で、しかしながら入札では外れてしまった。やはり大きな問題なのです。

そうしたら、合同審査なんて当然必要なのです。これからもそういったことが出てきますよ。今、私が言ったようなことは、じゃあ、何もなかったわけですね。行政がこの後の解体に対して、こういうことがあったのだと。その進み具合が、今、八海高校になっていますけれど、六日町女子校の体育館のボード張りは、そういうことがあったからボードを張れたのですよ。委員長のこれに対する採否は確かに何うものではありませんが、この審査についての、やはりそれだけの重要性については、今後の扱いについてその辺は聞かせてください。

○議 長 総務文教委員長。

○岡村総務文教委員長 直接、私は採択する身ではありませんでしたが、この3つの議案について全員一致ということは第1号議案だけでした。ちょっと2号議案のとき、そういったことをやらない指摘も受けましたけれども、第3号議案については、趣旨が割合とわかりながらもという感じでしたので、休憩中に少数意見の留保で報告をしたらどうですかということをやりました。

それについては、じゃあ、2号議案ではどうだったということでありましたので、それはしないということで採決になりました。私の私見を求めているようでもありますので、一言言わせていただければ、この委員長報告についての議決は、この議会だということに思いますので、この後に期待するところであります。以上です。

○議 長 25番・若井達男君。

○若井達男君 委員長報告の委員長判断を求めてはいないと言ったでしょう。そうでなくて、この先、委員長としてこの取り扱いをどのように考えているか。まだ31日までありますよ、期間がないとは言ってみても。そして、その先に、先ほど申しあげましたように、申し

送り事項としてもこれはできることですよ、新しい議会のほうに。それを伺っているのです、その考えを。

○議 長 総務文教委員長。

○岡村総務文教委員長 一番前段で申し上げましたように、継続審査という形が可能かどうかというところで、なかなか日程がないものでという形でお聞きしたもので、じゃあ、この10月31日までにそういった形が可能かどうかということまでは、私自体は踏み込んだ考え方に至りませんでした。言わせてもらえば、この趣旨がどういう趣旨の陳情であるかというあたりは、やはりそれぞれ取り方があると思いますので、単刀直入に全て解決できるものではないというふうに思っています。今後の新しい議会にという形が、考え方が多かったのではないかという感じがしています。時間的な問題があったと思います。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○議 長 平成29年陳情第1号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成29年陳情第1号「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情、本請願に対する委員長の報告は採択であります。よって、本請願は原案についてお諮りをいたします。本請願を採択することの賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、平成29年陳情第1号は採択とすることに決定をいたしました。

○議 長 続きまして、平成29年陳情第2号「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する陳情に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成29年陳情第2号「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する陳情、本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、平成 29 年陳情第 2 号は委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

○議 長 続きまして平成 29 年陳情第 3 号 旧六日町小学校の教室棟の天井のアスベストについてに対する討論を行います。まず、本陳情に賛成者の発言を許します。

7 番・田村眞一君。

○田村眞一君 おはようございます。陳情第 3 号 旧六日町小学校教室棟の天井のアスベストについて賛成の立場で討論に参加いたします。提出者は昭和 36 年大学入学後、アスベストの危険性を学び、旧六日町小学校の天井に使用されている事実をつかみ、その危険性を訴え、対策を講じるよう粘り強く歴代町長への要請を続け、平成 4 年に対策へと実を結びました。

アスベスト問題の転機となったのは 2005 年 6 月、大手機械メーカーのクボタが、兵庫県尼崎市のクボタ旧神崎工場の従業員 74 人がアスベスト関連病で過去に死亡し、工場周辺に住み、中皮腫で治療中の住民 3 人に 200 万円の見舞金を出すと公表したことでした。このクボタショックをきっかけにアスベスト問題が再燃し、2006 年に全面禁止となりました。最近では 2015 年、2 年前、国会でこの問題が取り上げられました。

アスベスト問題は曝露から発症まで一般的に 30 年、40 年かかるということを考慮すれば、今後さらに数十年は健康被害が広がるということが懸念されるが、大臣の認識を伺うとの質問に対して、塩崎大臣は、今、ご指摘いただいたアスベストによる疾病の労災認定件数、ここ数年は 1,000 件前後で推移をしている。当分の間、これまでと同じ程度の水準で推移していくものと考えられるべきと思っている。発症まで 30 年、40 年かかるという認識をしなければならない、と答弁がありました。これが政府の見解であります。

全国でアスベストによる健康被害が広がった要因は、安全対策も不十分なまま、大量のアスベストの製造と使用を続けてきた企業と、危険性を認識しながら長期にわたって使用を容認してきた政府の責任であることは明らかであります。

提出された陳情内容、旧六日町小学校の卒業生がアスベストによる肺がんになるようなことがありましたら、医療費及び補償費等の対応を議会で考えていただきたいというこの趣旨は、これまでのアスベストの現状認識と対策として、当然すべき内容であると考えられるものでございます。以上、賛成討論といたします。

○議 長 次に本陳情に反対者の発言を許します。

13 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 おはようございます。陳情第 3 号 旧六日町小学校の教室棟の天井のアスベストについてということで、反対の立場で討論に参加したいと思っております。南魚沼市の中には六日町小だけではなく、全部で 6 つの小学校やプールからアスベストということで出ています。そういった中で、この六日町小学校に関しましては、当時いろいろ調べた結果ですけれども、昭和 62 年 7 月 23 日の日報によりますと、文科省の中でも、この中に飛び散

っていないと。調べ方にはいろいろあったというふうに提出者からは聞いております。一番提出者の目標としては、この市に窓口をつくっていただきたいというのが趣旨であるということ、この陳情が全部、委員会での採決が終わった後、本人から私は伺ったわけでありませぬ。そういった中で、調査の中でこの六小に関してはまるっきり出ていないというようなことでした。

そういった中で、立証がなかなか難しいということもありますし、労災以外の疾病ということで、なかなか立証が難しい案件に関しましては、独立行政法人の環境再生保全機構という中で、しっかり医療費や遺族に対してのまた補償がなされるということでもあります。なかなかこの立証が長くかかるという中で、こういうような法人が国を通してできているわけにして、そういうことを通して立証していく中で、もしこの市内で、やはりそういう問題が出たときは間違いなく、裁判で下されたときには、市としての適正な判断をしていただきたいと思ひます。そう思ひますけれども、今ではスムーズに行くためには、今言ったような機構を使ってやっていったほうが良いというような中におきまして、この趣旨から言ひますと、六日町小学校ということと、それだけということと、そういうことを踏まえまして、こういう機構があるということの紹介の中で反対ということ、討論に参加させていただきます。

25番議員が言ひましたように、やはりいろいろ考へていかなければいけないというようなことではあると思ひます。今後のことを見る中で、30年、40年と発症までに時間がかかるという中で、そういう声がこの地域ではまだ上がっていないということもありますし、この魚沼地域全体の中でもまだそういう声がないということでもありますので、そういった中で私はこの陳情に対して反対の立場で討論に参加させていただきます。多くの皆様のご賛同を得ますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 次に本陳情に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に本陳情に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行ひます。平成29年陳情第3号旧六日町小学校の教室棟の天井のアスベストについては、本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり原案に反対者の諸君の起立を求めます。原案に反対者の諸君の起立を求めます。

〔反対者起立〕

起立多数。よって、平成29年陳情第3号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

○議 長 日程第4、第89号議案 平成28年度南魚沼市下水道特別会計決算認定に

ついて及び日程第5、第90号議案 平成28年度南魚沼市水道事業会計決算認定についての2件を一括議題といたします。2件について産業建設委員長 鈴木一君の審査報告を求めます。

産業建設委員長。

○鈴木産業建設委員長 おはようございます。それでは、産業建設委員会に付託されました2件の議案の審査報告をします。審査の状況です。期日は平成29年9月8日、委員の出席状況、全員出席です。議長からも出席をいただきました。第89号議案 平成28年度南魚沼市下水道特別会計決算認定について、執行部より決算資料に基づき説明を受けた後、質疑に入り、12件の質疑がありました。

主な質疑は、不明水対策について。今年度4,000万円の予算をつけた、地盤沈下の問題として二、三年に一度、カメラによる調査もやる。

使用料徴収委託料で下水道会計で5,300万円負担しているが多いのでは。メーター交換は水道会計で負担しているの、下水道の負担が多いとは思わない。

次に水洗化率が上がれば水道使用料が下がるのでは。水洗化率が100%達成されても水道料金値下げとはならない。一般会計から19億円の繰り入れがあり、それで経営が成り立っている。一、二億程度の使用料増では値下げは難しい。以上のような主な質疑がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

第90号議案 平成28年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、執行部より資料に基づき説明を受けたあと質疑に入り、6件の質疑がありました。

主な質疑は、現在の水道料金を維持したまま、このキャッシュフローが維持できるのか。平成35年以降は現在の企業債の返還が相当減少するので、料金収入は少なくなるが値下げをしてもそれほど大きく影響しないと考えている。

浄水場を廃止し、地下水に水源を求めた場合、現在の配水量を賄うことで地盤沈下へ影響はないのか。地盤沈下への影響が心配されるため、現状の浄水場を10年間延命を図って、非常用水源の確保を継続し、調査をしていきたい。

ダム負担金は新しい水源に移行した場合、不要になるのか。三国川ダム本体でも更新工事、修繕をやっているため、納付金4.9%を負担している。三国川ダムで工事があれば負担金は発生すると、以上のような質疑がありました。

討論に入り、反対討論1件、賛成討論1件。採決の結果、賛成多数で、第90号議案 平成28年度南魚沼市水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。以上です。

○議長 長 2件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○議 長 第 89 号議案 平成 28 年度南魚沼市下水道特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 89 号議案 平成 28 年度南魚沼市下水道特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 89 号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

○議 長 第 90 号議案 平成 28 年度南魚沼市水道事業会計決算認定についてに対する討論を行います。まず、最初に原案認定に反対者の発言を許します。

2 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 おはようございます。第 90 号議案 平成 28 年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、反対の立場で討論を行います。景気回復が進まない一方、年金の引き下げや、医療、介護などの負担増で市民の生活は苦しくなるばかりです。そうしたもとで県下高い水道料金の引き下げは、多くの市民の願いです。私たちが行った市民アンケートでも、市政に対する要望では、2 番目の高さでした。隣り合う湯沢町や魚沼市の 2 倍近い水道料を払い続けなければならないのは、余りにも理不尽です。

この高料金の根本原因が、畔地浄水場を中心とする過大投資にあったことは明らかですが、水道ビジョンの中でも今後の方向性が定まっていないことが問題です。料金引き下げに向けた明確なビジョンを示していくべきだと考えます。

また、基本料金が 2,415 円と異常に高いのも問題です。基本料金は魚沼市の 3 倍以上です。10 立方メートルに満たない利用者も 3 割から 4 割近くいるわけで、こうした皆さんへの配慮も必要ではないでしょうか。こうした点から平成 28 年度南魚沼市水道事業会計決算認定については反対をいたします。以上です。

○議 長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。

21 番・阿部俊夫君。

○阿部俊夫君 おはようございます。第 90 号議案 平成 28 年度南魚沼市水道事業会計決算に賛成の立場で討論に参加をいたします。水なしでは我々はもう生きられない。1 日 24 時間、1 年 365 日、全く休むことなく安心・安全な水道水を安定的に供給し続けることを絶対条件として義務づけられている。今年度の決算だと 97.9%の高い普及率、常に市民生活を支えている水道事業は、まさに最重要のインフラであります。日常生活に欠かすことができないから、安心・安全に加えて水道料は安いに越したことはこれはありません。水道事業管理

者をはじめ担当課の皆さんが、本当に努力をされていることは非常に高く評価をしております。

しかしながら、いつもいつも監査委員からも指摘があり、また、この議会でもいろいろ議論されてきました。先ほどの反対討論にもありましたけれども、建設当初の過大設備に伴う企業債の償還、これが大きな足かせとなって、ずっと今までも何回となく繰り返され、議論されてきました。

昭和44年の死傷者もでた三国川の大水害、これに起因して洪水調整ダムが建設されたわけですけれども、その三国川ダムに我々の水道事業の水源を求めた。その当時、その大水害の翌年昭和45年には、高速道路の基本計画が策定をされました。さらに2年後の昭和47年には、実際に上越新幹線の工事が始まりました。田中総理の列島改造ブーム、あのころはいざなぎ景気といいまして、その真っただ中の中で、日本中が高度経済成長期で、非常にそういう点では景気に沸いていた、そういう時代背景がありました。

我々のこの地域も高速時代の到来が、もう約束をされていた。定住人口はもちろん増える、そして、観光客もどんどん来る、したがって水道の使用料も大幅に増える、当時は誰もが疑わない、こういう方程式ができていた時代背景でした。それが計画給水人口8万と140人、1日の最大総水量は6万8,800立方メートル、総事業費が342億2,700万円、このときの企業債156億9,870万円、これがいつも議論になっている、大変な負担となっております。

実際にこの今年度の平成28年度決算、この中でも給水収益これが15億1,805万円、これに対して企業債の元金12億8,938万円と利息の2億6,390万円、合わせた元利償還金は15億5,328万円。元利償還金が給水収益を3,500万円以上も上回っております。前年度平成27年度の決算でも、給水収益15億7,332万円に対して、元金利息を合わせた企業債の元利償還金は16億1,361万円です。元利償還金が4,000万円以上も上回っております。

給水利益を上げるためには、収益を上げるには、給水人口を増やす、これが一番の方法なのですけれども、計画給水人口とはほど遠い。水を消費する人口は減少の一途をたどっております。

20年前の合併前、我が南魚沼合併前3町は、6万5,000人の人口がありました。それが合併時には6万2,500人に減っております。そして、この決算書の報告書の中にもありましたけれども、昨年度末、ことしの3月末の給水人口は5万6,685人、これは前年から605人も減っております。8万人どころではとてもありません。想定よりも毎年毎年ずっと早く、想定よりも早く減り続けている、これが現実です。

国も地方も挙げて地方創生、人口減少対策、そういったことで躍起となっておりますけれども、人口減少の解消は見通せません。水需要の拡大が期待される津久野の工業団地に、下水道との配水管の合併施工等が掲げられておりました、報告がありましたけれども、こういったことには大きな期待をしたいと思います。事業収益は確かに単年度純利益となっておりますけれども、これは高料金対策をはじめ、一般会計から目いっばいの繰り入れをしての数字であります。もちろん、これはルールにのっとりた繰り入れですけれども、今後、企業債

の償還等も進んでくる。高料金対策、あるいは資本費平準化等、繰入基準の条件にもいろいろな影響が出てきます。

しかしながら冒頭申し上げましたように、水道事業は我々市民生活にとっては最重要のインフラであります。余りにももろもろの大きい課題、みんなが心配して議論しておりますけれども、難問は山積みになっておりますが、しっかりとした対応を期待しております。

決算審議は我々議会が議論を重ねて、承認を与えた予算に沿っておおむね執行されたかどうか、そういったことを審議するものですが、補正が必要であればその都度細かい説明がなされており、厳しい状況の中、精一杯の努力をして我々が承認を与えた予算に対し、適正に執行された決算であると、そういうふうに評価をして、本決算に賛成をするものでございます。どうか多くの皆さんからご賛同いただきますようお願いをいたします。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

5番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 おはようございます。第90号議案 平成28年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、南魚みらいクラブを代表して賛成の立場で討論に参加いたします。

私たちは蛇口をひねれば当たり前のように水が出て、それをそのまま安心して飲める環境にあります。生命維持に必要な不可欠な水に対するありがたみが薄れている中で、しっかりとインフラ整備がなされております。

先ほどもお話がありましたが、平成28年度水道事業会計では、収益的収支で収入21億5,051万円に対し、支出19億1,258万円で、2億3,793万円の純利益となりました。しかしながら、高料金の最大の要因である企業債の元利償還金は、水道事業の主な収益である給水収益を3,523万円上回っており、事業経営は厳しい状況が続いております。

そんな中、将来にわたり、水道サービスを安定的に継続することが可能となるような中・長期的経営基本計画である水道事業経営戦略を策定し、計画期間を10年間として、多額の債務、低い最大稼働率、高料金、緊急時非常用水源の確保などの現状における課題を整理し、地域の将来像を見据えた近隣市町との広域化による経営基盤の強化と連携等、さまざまな検討をしているということです。水道サービスの安定と継続に最大限努力し、取り組んでいる姿勢が伺えますので、第90号議案 平成28年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、賛成の討論とさせていただきます。多くの皆さんの賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

4番・永井拓三君。

○永井拓三君 それでは、南魚政策研究会を代表しまして、平成28年度水道事業会計決算認定に賛成の立場で討論に参加いたします。

南魚沼市の水道料金が高いことは、あらかじめ認めます。ゆえに市長も昨年の市長選挙で水道料金のことに触れながら公約を掲げております。ここ数年、水害は日本各地で多く発生しており、毎度のこと、ライフラインの復旧が話題となっております。この夏も集中的な豪雨の影響で、大和地域は水害に見舞われました。このように降雨のパターンによって水害が多発する今、ライフラインの確保は重要な課題です。

今後は浄水施設のあり方などを含めて、災害時に強い上水道の確保を目指した方策に関する説明等もありました。ライフラインをしっかりと見据えた将来ビジョンもかいま見ることができました。今後の展開を含め、近い将来、上水道のあり方を水道ビジョンに明記してあるとおり、深井戸を掘り、費用の削減を選択肢に入れるなど、市民の生活をいかに守り、豊かにしていくかを考えている姿を見て取ることができます。

畔地浄水場の今後のあり方も含め、検討を進めることが期待されます。改めて、現有資産の総点検をした結果を詳細に分析し、将来に引き継ぐべき資産を明確にし、災害時でも給水に困ることが少ない深井戸による水道水の確保などを考えていく必要があります。また、漏水による無駄な支出も抑えるために、調査、修繕を行うことも求められます。そして、料金収納管理等の民間委託を行い、経費や職員数を削減するという前向きな経営努力をしていこうという姿勢が伺えます。

このようなことを複合的に考えるのであれば、平成 28 年度水道事業会計決算は評価に値します。今後の水道事業会計においても多くの課題を克服し、市民生活をよりよいものにしてほしいと強く要望して賛成といたします。多くの議員からの賛同を求めます。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 90 号議案 平成 28 年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、新生市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加するものであります。

先ほどの反対討論を聞いておりましたが、まず反対討論の方に訴えたいのは、予算審議と決算認定審議は違うのだということをお考えをいただきたい。予算をどう組むのか、これについてはいろいろな考え方があるわけでありますから、当然賛成、反対も出るでありましょう。しかし、決算認定は税金の使われ方であります。この使われ方が平成 28 年度の水道会計において、不正流用があったのか。そんなものはありませんでしたよ。やはり、予算の組み方と決算認定というのは考えて、考えるべきものだということをまず訴えたいと思っております。

反対討論の水道料金の引き下げ、市民要望が高いというものでありますけれども、これは毎年言われていることであります。しかしながら、過大投資に対する過大な負債があるということは反対討論の方も認めた部分でもあります。平成 28 年度、特に建設改良工事では老朽管の更新と、新しく水道を使っていただくための配水管の工事をしたと、予定どおりであり

ます。何の問題もないことでありましょう。最も新生市民クラブが注目をしているのは、水道事業の今後の部分であります。

中・長期的な経営の基本計画、水道事業経営戦略、これは議会にも示されたとおりでもあります。浄水場の施設更新にかかわる投資額と水需要予想に基づく経常収支、そして、緊急非常用水源の整備等常用化による、水源再構築の適正評価。そして、将来の地域の将来像を見据えた近隣市町との広域化、民間事業者のノウハウを効果的に活用する包括的官民連携などなどが、この平成 28 年度に行われたものであります。特に評価をしたいのは、緊急水源、個別配水方式、これに踏み出そうとしたわけでありますけれども、一旦立ち止まったところとは非常に大きく評価をしております。

やはり、過大な投資に特にあえていっているこの経営というものを考えたときに、果たしてどうしたらいいのか。本当に緊急水源、個別配水でいいのかということに立ち止まった、このことは大きく評価をしているものであります。

少量使用者への配慮が足りないということでもありますけれども、福祉減免というものは、市はやっておるわけであります。この少量使用者への配慮というものが 30 年度の水道予算の中で、どのように反映されてくるのか。そのことはわかりませんが、特にこの水道事業は、昔の、言っていみれば幽霊が飲んでいっている水の分まで、今生きている我々が払っていると、この状況をどうやって変えるかということの課題に真摯に応えてくれるものだというふうに思っております。以上で賛成討論とします。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長報告は認定です。第 90 号議案 平成 28 年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 90 号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

○議 長 日程第 6、第 85 号議案 平成 28 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、日程第 7、第 86 号議案 平成 28 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第 8、第 87 号議案 平成 28 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、日程第 9、第 88 号議案 平成 28 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定について、及び日程第 10、第 91 号議案 平成 28 年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてまでの、以上 5 件を一括議題といたします。5 件について社会厚生委員長 腰越晃君の審査報告

を求めます。

社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 それでは、社会厚生委員会の報告をいたします。平成 29 年 9 月 7 日、本庁委員会室におきまして 9 時 30 分より行いました。出席状況は委員 9 名全員であります。また、議長からも出席をいただきました。執行部出席は市民生活部長、福祉保健部長、市民病院事務部長ほかでございました。

9 月 4 日、本会議において付託された 4 件の議案を審議いたしました。まず、第 85 号議案平成 28 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について。執行部より提案説明がありました。概略を報告します。1 番、実質収支 6,576 万円の黒字であるが、一般会計からの法定外繰入金 1 億 3,000 万円があった上での数字である。

2 番、被保険者世帯数と被保険者数、平成 29 年 3 月末現在、世帯数 8,130 世帯、対前年比 288 世帯の減少。被保険者数 1 万 3,981 人、対前年比 5.6%、836 人の減少、全人口の 24.1%。この中でゼロ歳から 64 歳が 903 人の減少、65 歳以上は 67 人の増加で、40%を超える状況になっている。これにより保険給付費は上昇。保険税収入は減少傾向にある。

3 番、保険税課税徴収の状況、医療費の支払状況、受診件数、受診率、特定健診、特定保険指導等の説明及び決算書 357 から 392 の説明については割愛をさせていただきます。配付済みの決算資料等を参考にしてください。

4 番、平成 30 年改革について説明がありました。平成 30 年度から都道府県が国保財政運営の責任主体となる、国保制度改革が実施されます。これに伴う市町村の納付額、保険料率の変動については、先般、国の追加支援 1,700 億円の配分案がようやく示されました。現在、さまざまなシミュレーションが行われており、最終的にはこの平成 28 年度決算値をもとに、平成 30 年度の試算を行うことになっている。確定的な情報が得られたら議会、委員会に示していく。執行部提案説明の概要は以上であります。

質疑がありました。1 番、保険税滞納分徴収について、現年度分、過年度分、延滞金の徴収方法について質疑があり、次の答弁がございました。過年度分と現年度分のどちらを徴収したほうが滞納者本人に有利になるのか。これらを判断しながら徴収をしていく。古いものから徴収するのが滞納徴収の原則であり、過年度分と現年度分のどちらを徴収したほうが延滞金の発生が少なくなるのかを考えながら徴収をしている。延滞金は本税に加算されるもので、本税を優先して徴収している。延滞金は 1,000 円を超えるまでは徴収しないため、延滞金が 1,000 円になる前に現年分への充当をするなどしている。延滞金は調定しないので収納率には影響しない。また延滞金は減免できないので、最終的には不能欠損で処理している。

2 番目の質疑、国保運営協議会の状況について質疑がありました。次の答弁です。税率改定がこの間ないので、担当課からの説明、報告を聞いて承認してもらおうという会議になっている。医療費が増加していく中で、委員である医師からは最高の医療を提供するだけでなく、最高の医療をいかに安価に提供することも重要な仕事だと気づかされたという意見も出ている。また、社会保険の方々からは、出資している前期高齢者交付金をどう使っているのか、どの

ように運営しているのかの確認意見をちょうだいしている。南魚沼市は他市に比べて、前期高齢者交付金が少ない中で、一生懸命やっているとの評価も受けている。

3番、保険料減免について。減免を受けていながら滞納している事例があるのかと質疑があり、次のような答弁がありました。減免を受けていても滞納している方はいる。減免を受けている方々における滞納者の比率と、減免を受けていない方々における滞納者の比率は、同じくらいである。どの所得段階においても、平均的に滞納者は発生してしまう、ということがこの状況でわかる。

4番、特定健診の受診率を上げるための対策について質疑があり、次の答弁でした。受診率の向上については、地道にお願いしていくしかない。特定健診の受診率向上のためには、人間ドックを勧めることが得策であると、今、考えている。次に討論に移りました。1件の反対討論がありました。採決では賛成7、反対1、賛成多数で原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に第86号議案 平成28年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について。執行部より提案説明、これは歳入歳出決算資料88ページから98ページに説明されております。内容を簡単に報告いたします。被保険者数は平成29年3月末現在、9,684人、前年比47人増加。保険料率、これは2年に一度の見直しを行うことになっているが、平成20年度から据え置きとなっている。平成28年度は所得割率7.15%、均等割額3万5,300円である。

保険事業として人間ドック助成、これは平成28年度は77人で17人増加。高齢健診、受診者は42人増加、受診率は20.8%、県平均22.2%を下回っている状況である。歯科検診、平成28年度から実施、予算要求100から120人に対して、165人と予想を上回った。

保険給付の状況であります。入院費は前年比1億7,785万円増加。入院外費は1,481万円の減少。歯科については増加。調剤費は件数は増加したが、給付費は3,576万円減少している。保険給付費全体では、1億1,786万円、1.9%の伸びとなっている。

質疑がございました。広域連合にどのように現場の声を届けているか。平成28年度、当市で要望や意見はしたかと質問があり、協議会で運営方針の説明を受け、意見を述べる機会が年に2回ある。また、構成市町村の課長会議は年に二、三回あり、ここで意見交換が行われている。平成28年度においては当市から要望意見は特にしていないとの答弁でありました…（何事か叫ぶ者あり）いいですか。これからちょっと早くいきます。

討論はなく、採決を行い、賛成7、反対1、賛成多数にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

続いて平成28年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について。提案説明、これは歳入歳出事項別明細書427ページから448ページについて説明をいただきました。

質疑について抜粋して報告します。居宅介護にかかる1人当たりのサービス給費はどのくらいであったかという質疑、質問に対して、居宅介護はさまざまなサービスを組み合わせて提供されるので、一概に幾らとは言えないが、訪問介護では平均月額5万1,000円、通所介護、平均月額6万3,000円、短期入所生活介護では、平均月額5万5,000円となっている。

また、施設介護では特養が平均月額 25 万円、介護老人保健施設では 26 万 6,000 円、介護療養型医療施設では約 30 万円となっている。在宅サービスでは介護度が低い方もいるため、相對に金額が低くなることが考えられる。

認知症対策、在宅医療、介護連携事業推進事業が重要だが、報償費が少ない——これは平成 28 年度ですが——連携は進んでいるのかという質問に対して、地域包括ケア連絡会議を 3 回開催した。ワーキングチームを各包括支援センターに 1 つずつ設置。地元診療所医師を含めている。大和地域で 4 回、六日町地域 4 回、塩沢地域 2 回開催し、報酬 1 回当たり 2,000 円を支払っているこの金額である。在宅医療、介護連携推進事業をしっかりと進めていくことが地域包括ケアシステムの核となる。まず、市民への周知活動に全力で取り組み、認知症対策を含めた地域での支え合いができるように進めていく。

次に討論。討論なし。採決、賛成 7、反対 1、賛成多数で原案のとおり認定することに決定しました。

平成 28 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定について。提案説明、事項別明細書 455 から 468 ページ。要点であります。平成 28 年度から医師は臨時職員で対応していることもあり、外来患者数が減少しているという状況である。一般会計繰り入れは 5,630 万円。患者数は 8,396 人という状況であります。

質疑がございました。前市長は平成 28 年度中に方向性を出したいと言っていたが、見えてこない。どう立て直すのか。この質問に対して、現在、地元の医師なので、臨時職員から正職員になってもらい、地域に根ざしたかかりつけ医になってもらうことが、一番の方策であると考えます。今年度中にお願ひする時期を含め検討していく、という答弁でございます。討論なく、採決。採決では全員賛成、原案のとおり認定することに決定しました。

平成 28 年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、提案説明、これは決算書 33 ページから 48 ページについて説明がありました。質疑、1 点だけ報告しておきます。平成 28 年度の総括はどういうことか。これに対して、新しい病院なので、投資が先行している状況である。起債償還はきちんと償還しており、一時借入分も計画的に解消するため、1 億円償還している。償還が滞ることはないと思っているが、当初の設備投資が多額なので、しばらくは収支を黒字にすることは難しい。医療器機の償還期間は 5 年なので、その償還終了後は徐々に改善していくと考えている。

討論、討論なし。採決、全員賛成であります。原案のとおり認定することに決定しました。

以上、社会厚生委員会の報告を終わります。

○議 長 5 件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開は 11 時 10 分といたします。

[午前 10 時 50 分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午前 11 時 10 分]

○議 長 第 85 号議案 平成 28 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてに対する討論を行います。まず、最初に原案認定に反対者の発言を許します。

7 番・田村眞一君。

○田村眞一君 第 85 号議案 平成 28 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定に反対の立場で討論に参加します。平成 28 年度決算では、被保険者は 1 万 3,981 人で、前年より 836 人と減少し、そのことが保険税収入の減少につながっております。また、国保世帯の中で年々高齢者の占める割合が大きく、1 人当たりの療養給付費は 22 万 1,465 円と、前年より 1 万 4,754 円と、今後さらに国保会計は厳しい運営が続くことが予想される事態です。市民の命と健康を守る最後のとりでにふさわしく、抜本的対策が急がれます。

私どもが 7 月実施した市民アンケートでは、最近の暮らしはどうかとの問いに、暮らしが苦しくなると答えた方が 6 割を超えました。市民税、国保税、介護保険料など、軽減してほしいと答えた方は 68%と 1 位であります。我々市議会議員は、市民の代弁者として、こういう市民の声を市政に届けるのが仕事だと私どもは思っております。

消費税が 5%から 8%の増税の影響で、業者の皆さんの売り上げは落ち込み、滞納税目の一番は国保税という実態です。ひとり親方、この部分が今、悲鳴を上げている、そして、今後商売を続けるためにも、払える国保税にすることは市政の努めであるし、待ったなしの状況だと思えます。南魚沼市はこれまで、平成 22 年から税率を据え置いて、繰り入れで上昇分を抑制してまいりましたが、こうした国保加入者を取り巻く経済状況と、そして生活の実態から見れば不十分と言わなければなりません。

国保は社会保障の立場で、南魚沼市が命と健康を守る、国の悪政の防波堤として繰り入れを大きくし、大幅な引き下げを行い、安心していつでもどこでも医療にかかれる、安心したまちづくりを求め、反対の討論といたします。

○議 長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。

14 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 それでは、第 85 号議案 平成 28 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、南魚みらいクラブを代表いたしまして賛成の立場で討論に参加いたします。被保険者は 1 万 3,981 人で年々減少し、昨年度より 836 人の減となっています。高齢者が占める割合も 40%と聞いています。それに伴い保険税収入も減少している中、医療再編等の影響もあり、医療費が上昇し、現状は厳しい運営が続いていることも理解します。

決算額を見ますと、歳入総額で 65 億 3,561 万円、歳出総額で 64 億 6,984 万円で、実質収支額は 6,577 万円の黒字決算でありました。収納率は 83.7%で、前年度と比較して 1.9 ポイント上昇いたしました。特定健康審査等事業に 3,443 万円、人間ドック助成事業に 1,852 万円など、病気の早期発見や健康づくりの保健事業にも努め、平成 28 年度も保険税の据え置き

を行った点など評価いたします。

国保加入者が国保税を少しでも安く、安心して医療にかかれることは誰もが望むことではありますが、反対者のただ保険料を下げることを求めることには疑問も感じます。一般会計も厳しい中、無制限に繰り入れることはできないと考えます。市民の保険料を軽減するためにも、市民の健康を守るためにも、さらに予防医療保健事業に市民と行政が一丸となって取り組み、生涯にわたり、健康・医療・福祉の充実を図っていかねばなりません。

基幹病院を核にした地域医療の早期フル稼働や、メディカルタウン構想の実現、地方創生関連事業に積極的に取り組んでいくことが、雇用の拡大、人口増加などにつながり、結果として国民保険の問題等にもつながるものと期待をします。

最後になりますが、現行制度の中で、我が市の被保険の命と健康を守り、運営していくために、被保険者の負担軽減に努めた平成 28 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定を評価して、賛成討論といたします。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、私は新生市民クラブを代表いたしまして、第 85 号議案 平成 28 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、賛成の立場で討論に参加いたします。

詳細な部分は前者が述べましたので、そのダブる部分は少し省略させていただきますけれども、高齢化が進む中でとりわけ国保加入者は、退職者、年金生活者、自営者が多いわけであり、解雇されたり、非正規職員になって国民健康保険に移るという方も多いわけであり、反対者が毎回指摘するように、国保加入者の税負担は厳しい、限界だということは、私も毎回言っていますが、そのことはわからないことではないわけであり、

市も過去からの答弁からその辺の認識はそう違いはないわけではあります、現行制度の中では何度も言っていることでもありますし、反対者も承知していることでもあります、国保会計は目的税でありますので、当然受益者である被保険者の範囲で、歳入歳出が完結すべきであるという基本に立っています。

しかし、そういつてもいられないぐらい大変だという状況の中での認識も、市はあるわけでありまして、その中で平成 28 年度は法定外繰り入れを 1 億 3,000 万円繰り入れたり、支払準備基金何かは昨年と同額の 327 万ですか。そこまで取り崩しながら、先ほど反対者も言いましたように、平成 23 年度から現行税率が据え置かれ、国保税値上げを抑えることの努力をしてきたことは、反対者も先ほどの発言の中から承知していることだというふうに思います。

しかし、さらに一般会計から繰り入れて、国保税の負担を軽減すべきだということをいつも反対者は言っているわけであり、一方では、先ほどの報告がありましたように、国保加入者の割合等から考えれば、全市民の税金からなる一般会計から無制限に繰り入

れることも、それは難しいというか、むしろそれは適当でないという意見、見方もあることもそろそろ認識をすべきだというふうに思います。もちろん、国民健康保険税は国民皆保険制度を支える基盤の部分を担っているわけでありますので、先ほどの話がありましたように、病気になったときに誰もが安心して医療にかかれるために、できるだけ税負担を抑える努力をしてもらわなければならないとは、私も思っているところであります。

この点、国は平成 28 年度税制改正で、国保加入者の中での比較的高所得者の部分での限度額の引き上げもありましたけれども、2割、5割軽減対象者の拡大など、低所得者の保険税負担軽減の措置も行いました。市は、たとえば、昨年この討論のときにも、多分、私はご紹介したと思うのですけれども、県下 30 市町村で行う住民の健康増進や、病気予防の取り組みを県が採点をいたしまして、傾斜配分をする県の国民健康保険調整交付金の交付を 2005 年から行っております。2016 年の交付額がことしも新潟日報から 4 月発表になりました。

反対者もごらんになったかもしれませんが、これは生活習慣病とか、がん、自殺予防など 200 点満点で採点するものでありまして、南魚沼市は 184 点で 5 位でありました。昨年は多分 6 位だったというふうに思うのでありますけれども、ことしは十日町が 1 位でありました。昨年 1 位だった津南町は 11 位でした。南魚沼市は順位も得点も上げていまして、したがって医療費を抑える努力、国保税が上がらない努力を、継続して大にしているわけでありまして、県やその他からもそういう評価を受けているということでもあります。

私も国保加入者でありますので、国保税が安いほうがいいというふうには思いますけれども、財政事情は先ほど委員長報告からもありましたが、国保会計も一般会計も厳しい中でありながら、平成 28 年度のこれらの取り組みを評価いたしまして、国保が県に移管になれば、国保税がどう変わっていくかということが気がもめるところでありますけれども、移管になるまでは何とか、国保運営協議会の答申を尊重して、上げなければならない場合でも、そういう場合でも 5%以内という線は守るという今までの答弁も、重要な判断材料にさせてもらって、賛成の討論としたいというふうに思います。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に賛成者の発言を許します。

8 番・中沢一博君。

○中沢一博君 第 85 号議案 平成 28 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、南魚政策研究会を代表いたしまして賛成の討論に参加させていただきます。皆さんもご承知のとおり、この国民健康保険法は、世界に誇る国民皆保険制度であります。今、私たちの回りにはどれだけ多くの方々が病気と闘っていられることでしょうか。そのことを思うにつけ、大変ありがたい制度であります。乳幼児から高齢者まで、誰もがいざというときに安心して受けられる、この国民皆保険制度であります。

例えば医療費が高額になったときは、高額療養費制度もあります。これはこの平成 29 年度からまた拡充もされました。低所得者には、保険料の負担軽減措置もあります。これはまさ

に私は世界に誇る制度だと思っておる次第であります。

その中で当市の平成 28 年度国保の特別会計決算を見ますと、64 億 6,984 万円で、執行率は 97.4%でありました。一般と退職者等を含めた中での医療費を見ても、本当にこの地域は医療再編が行われまして、保険給付費も増えている傾向にあるわけであります。1 人当たりの医療費は 22 万 1,826 円となっております。これは 107.12%と増加しております。そうした中で、国保の割合、市民に対する割合は 24.1%であります。この中で、法定外繰り入れを 1 億 3,000 万円したということは、私は苦渋の判断ではなかったかというふうに思っております。また、収納率を見ても、前年度に比べまして 1.9 ポイント上昇をしております。これは 5 年連続収納率が上がっているということになっております。私はこういうことを見たときに、やはり評価に値するというふうに思っている次第であります。

近年、市民の健康、命を守る中で、またどうしても見なくてはいけないのは、年々医療費が増えている傾向にある。医療費の適正化ということを私たち市民は、また、行政とともに共通認識としていかなければいけないのではないかと、そういうふうに思う一端も感じるわけであります。ジェネリック医薬品の推進だとか、残されている残薬何かの、こういうこともやはり検証していかなければいけないというふうに私は思っております。

医師会との連携を進める中で、私たちにもできることがあるわけであります。命と健康を守るとともに医療費抑制、これはもっともっと私は自治体に、動いてもらいたい、本当に啓発してもらいたい、そういう思いで私はいっぱいあります。そして、やはり大切な予防という推進でありますけれども、健康受診率もやはりこれだけデータ化されてきているわけありますので、もっともっと進めていかなければいけない。データを見てもこれは一目瞭然であるわけありますから、そういうところをどう細かく進めていくか、もうそういうときにきております。本当にそういうことを、市民の皆さんの大事な血税を使って国保を運営しているわけですから、そういう点も私たち一人一人にもやはり自覚を持っていかなければいけないというふうに思っております。

健康マイレージ等を進める中で、多くの市民の皆さんの健康意識を高めて、市民課と保健課と連携した中で、市民の命を何が何でも守る、そういう強い決意に私は立ってもらいたいと、そういうふうに思っている次第であります。この平成 28 年度国民健康保険特別会計決算は、法にのっとり適切に執行されていると考え、決算認定に賛成するものであります。以上であります。

○議 長 次に認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に認定に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長報告は認定です。第 85 号議案 平成 28 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議 長 起立多数。よって、第 85 号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

○議 長 第 86 号議案 平成 28 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

まず、最初に原案に反対者の発言を許します。

7 番・田村眞一君。

○田村眞一君 第 86 号議案 平成 28 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、反対の立場で討論に参加いたします。

平成 28 年度決算、被保険者数は 9,684 人、前年度比 47 人の増、保険給付は 64 億 5,144 万円で、前年度より 1 億 1,786 万円の増であります。先ほど紹介しました市民アンケートの中の高齢者支援の設問で、やはり一番多いのはこの間の年金が減った部分であります。年金を減らさないでほしい。そして私も一般質問で取り上げたとおり、老後破産という事態がかなり深刻でございます。そうした中で、ここにどう光を当てるかということが求められていると思います。

私は以前一般質問で、東京都日の出町の例を取り上げました。この町では高齢者にやさしいまちづくりを目指して、75 歳以上の後期高齢者医療の 1 割自己負担を、2008 年、後期高齢者医療制度が発足した時点からずっと全額助成を続けている町であります。その後、70 歳から 74 歳の医療費でも、一部助成の制度を創設しました。医療費助成の対象は 2,000 人近くで、医療機関で一旦支払い、役場に申請すると口座に自己負担分全額が振り込まれる仕組みであります。このことの効果は歴然です。医療にしっかりかけられることで、75 歳以上の町民 1 人当たりの年間医療費は、国の水準より約 28 万円も低く抑えられている、こういう成果も上げている町であります。助成制度の予算は約 9,200 万円。一般会計予算のわずか 1% であります。

南魚沼市は、若者が帰ってこられる、これをスローガンにしていますが、帰ってきた若者たちもやがては、誰もがお年寄りになっていきます。年をとっても、我が市は安心して医療にかかれますと、こういう自治体を目指すべきではないでしょうか。後期高齢者医療制度は 2008 年に導入されました。制度発足から 9 年目、年齢で医療を差別する医療制度は、世界でも例がありません。お年寄りにやさしい自治体を目指して財源を確保し、負担軽減に踏み切ることを求めまして、反対の討論といたします。

○議 長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長報告は認定です。第 86 号議案 平成 28 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、本案は委員長報告のとおり決定することに賛成者の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議 長 起立多数。よって、第 86 号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

○議 長 第 87 号議案 平成 28 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてに対する討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

7 番・田村眞一君。

○田村眞一君 第 87 号議案 平成 28 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定に反対の立場で討論に参加いたします。平成 28 年度決算、介護保険料の収入未済額は、1,063 万円でした。平成 23 年から平成 28 年度の現年度、滞納繰越の推移を 1 人当たりで見ると、平成 23 年度は 2 万 5,680 円だったのが、平成 28 年度は 4 万 3,600 円と、1.57 倍と、1 万 4,680 円の増加傾向が浮き彫りとなりました。

福祉の向上を目指す施設連絡会という組織がありますが、この会が 2016 年 9 月から 1 か月、全国の施設長を対象にアンケートを実施いたしました。8,672 の施設のうち、1,906 通の施設長から回答が寄せられました。「現在の介護保険料は適切ですか」との問いに「高い」と答えた方が 461 人と、24%。「適切」は 590 人と 30%でした。「どちらともいえない」は 563 人、29%という結果でした。「将来、保険料の高騰がいわゆる、対策としてどう考えるか」との設問に対して、「公費割合を上げて、保険料の高騰を抑える」と答えた方が 736 人、38%。「保険料の高騰はやむを得ない」と答えた方は 334 人で、17%でした。私どもが取り組んだ市民アンケートでも、「介護保険料は高すぎる」が、多くの方からの声として寄せられております。

介護保険発足からことしで 17 年、当初平均は 2,000 円台だった介護保険料は、今や 5,000 円台であります。厚生労働省では 8,000 円ということも試算されて、検討される事態の中で、大変なことが予想されます。政府は自助努力の名で給付の切り捨て、自己負担の引き上げを市民に押しつけておりますが、また、介護の質を支える介護報酬の引き下げは、職員の労働条件を悪化させ、介護人材の不足を招き、悪循環を広げております。

安心できる介護保険制度を目指して、国の姿勢を転換し、国庫負担分を今の 25%から 35%に増やす方向こそ、抜本的方策であります。こういう将来展望をもちつつも、自治体として独自の対応を求めます。高い介護保険料軽減のために繰り入れを求めて反対の討論といたします。

○議 長 次に原案認定に賛成者の発言を許します。

23 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君　それでは、第 87 号議案　平成 28 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について賛成の立場から、歩む会を代表して討論させていただきます。

先ほどの反対討論、全てそうですが、どうして反対するのかが私にはとてもでないが理解できません。この介護保険ですが、平成 28 年度に対しては歳入総額 63 億 1,395 万円、歳出総額 62 億 1,039 万円で、実質収支額は繰り越しはないということではありますが、1 億 541 万円の黒字になったと。また、不納欠損の額は 270 万円で、前年度より 44 万円の減になったということは、本当に介護保険に努力している皆さん方には、努力した評価だと私はそのように思っています。

この介護保険であります。私も亡くなった親父も、今、おふくろも 93 歳ということでもって、非常にお世話になっているところであります。この介護保険はとにかく、自分で今後の将来、誰でもが介護にはなりたくないのです。だけど、いつどうなるかはわかりません。そうして介護になりたくない中で、一生懸命努力をしながら、それぞれ健康な方はやっています。平成 28 年度の介護の認定者にしても、3,178 人が申請されております。今後ますます高齢者社会に向けては、この申請者も多くなってくると思っております。

そうした中で今、介護予防、認知予防もそうですが、私の地域でも非常にふれあいサロン、また筋力トレーニングと、そういった形で多くの方が、トレーニング教室をしたり、ふれあいサロンに参加しております。きのうもうちの集落では、ふれあいサロン事業で、約 30 人からの年寄りが、これをひとつの楽しみにしているのです。こういった皆さん方が集まって、そうした中で介護予防を——少しでも防いでいく。そういったことに対して、私は本当にすごく感謝しているところでございます。

先ほど反対者が介護のお金のことも言っていました。今、介護保険については、第 1 段階から 11 段階までの介護の保険給付の制度になっていて、そういった介護の中で、その収入によって軽減措置をとりながらやっている。ですから、収入のある人は当然多く払ってもらい、これは当たり前なことだと思っております。収入のない人はそれなりに。ですから、安心して介護を受けられるのだと、そういうふうに私は思っています。

先ほどから同じようなことを言いますけれども、誰でもが介護にはなりたくないのです。ですが、いざというときの、なったとき、そういった介護の施設に利用できる、そのことが残された家族にとっても、一般生活する方にとっても、一番ありがたいことなのです。これは介護をやってみたことがない人、厳しいと思いますよ。本当に介護をやった人は、大変な思いでやっていると思います。それでも、こういったいろいろな施設があるおかげで、介護をされる皆さん方も、安心して養護老人ホームに行ったり、デイサービスに行ったりと、そういうことだと私は思っています。

今後、これからも高齢者が多くなり、そういった介護の申請者も多くなると思いますが、今後も一段と努力していただきますことをお願いして、賛成討論とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議 長 次に原案認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

1 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 第 87 号議案 平成 28 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、新生市民クラブを代表し、賛成の立場で討論に参加します。まず、歳入歳出を見ますと、介護保険料の不能欠損額が 274 万円ありますが、前年度比 13.9%の減であり、高齢化が進む中で、前年同率の収納率 98.9%を見ても、収納確保に努力が認められ、一定の評価ができるものと思われま

す。保険料については所得段階を 11 に増やし、激変緩和措置をとるなど、低所得者への負担軽減の配慮もみられます。一方で事業内容を見ますと、マンパワー不足による休止事業所が 2 事業所あり、特別養護老人ホーム待機者も、原則要介護 3 以上となったにもかかわらず、定員とほぼ同人数が待機となっており、依然として市民ニーズに応えきれない現状が続いているようです。今後の在宅介護をすすめるために重要な事業であります、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリは、実施している事業所が極端に少ない現状です。雪国という冬場の訪問の難しさと、人材不足や運営の厳しさが伺えます。

しかし、それは地域の特性と介護保険事業が国の政策に大きく左右される制度であることも要因の一つと考えられます。そんな中で、本市では総合事業とするための準備を進め、地域医療、地域包括ケアシステムに向け、介護予防と健康寿命増進に積極的に取り組む姿勢がみられます。平成 28 年度から 3 つの地域包括支援センターの中に、医師が中心となって医療・介護・福祉の専門職がメンバーとなるワーキングチームが立ち上がりました。他職種が同じ一つのテーブルにつき、課題を共有しながら連携することは、大きな意義があると考えます。私どもの会派で 5 月に視察した四日市市のような先進的システム構築に向け、一歩前進できればと大きな期待をしているところであります。

これからの介護保険事業は、ますます高齢化が進む中で多様化するニーズに応え、介護予防に力を入れ、高齢者の孤立を防ぐコミュニティを実現することが重要です。そのためには、寄り添い、支え合う地域包括ケアシステムを、より実用的に使いやすいものとし、地域を巻き込む官・民の協働が基本となります。そのための具体的な準備を積み重ね、基礎を築いた平成 28 年度決算の努力を認め、次につなげることが必要と考え、決算に賛成するものであります。多くの皆様の賛同をお願いいたします。

○議 長 次に認定に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案認定に賛成者の発言を許します。

8 番・中沢一博君。

○中沢一博君 第 87 号議案 平成 28 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、南魚政策研究会を代表いたしまして賛成の立場で討論に参加させていただきます。

先ほど、一番最初に反対者の討論がありました。私は何をもって反対しているのか、全くわかりません。では、どうするのですか。どれだけ多くの方たちがこの生活現場の中で闘ってられるか。介護保険制度は反対だ、今度は保険料が高い、本当に私はその言葉を聞いたときに、言わんとしていることはわかるかもしれないけれども、でも今、現場を見ませんか。必死で頑張っ、生活現場の中で葛藤し、戦っている方たちが、この言葉を聞いてどう思われている、私はそう感じるわけでありませ。その人たちの心をどんなふうと考えておられるだろうか。私はそんな思いで反対者の方の討論を聞いておりました。

私たちは一地方議員かもしれないけれども、やはり政治は責任です。現場の中を、どう目の前の困っている人たちのために、一人の人のために何ができるか。ここに私たち議員は命をささげなくてどうするのですか。私はそのように感じる次第であります。

この平成 28 年度は、この第 6 期介護保険事業計画の 2 年目であります。この決算額、62 億 1,394 万円、予算に対する執行率は 98% でありました。その中でどうしても気になるのは、私が一般質問のときにも述べさせていただきましたとおり、この介護予防サービス給付金、要するに要支援 1、2 の執行率を見たときに、11.8% 減になっているわけであります。そのことが正直なところ心配して一般質問に問いかけましたけれども、執行部から本当に積極的な予防に対する決意を聞かせていただきましたので、私はそれに期待をしたいと思っております。

そしてまた、やはり当市のこの介護実態を見ますと、やはり介護職員の不足であります。ここをどうするかであります。処遇改善も進んできましたけれども、まだまだ進めなければいけない、そのように私は思っております。このマンパワー不足の拡充も進めてきました。やはりここを進めないと、地域包括ケアシステムの構築の現実の中を、やはりここを進めなければ、前に、一歩前進しないのであります。そういう中で限られた財源かもしれないけれども、この介護基盤とともに私はこのところを期待したいと思っております。

そして、介護保険料の内容を見ましても、この第 1 段階から第 3 段階までの被保険者の生活困窮者には、世帯の状況に合わせて介護保険料の軽減措置も講じております。また、施設入居者の食事費、衣住費に対しましても、不足給付を助成しております。やはり大事なことは、誰もが安心できる社会なのです。まさにここは行政と関係者が一体となって取り組んでいられる、私たち議員はそのことにまず敬意を表し、認めなければいけない、私はそう思っている次第であります。

その中で市民の健康寿命をどう延ばせるか、やはりここが大事になってくるわけでありませ。お一人お一人に本当に元気になっていただくためにも、また、高齢者のお力をお借りして、支え合うシステムというものも構築していく必要があるかと思ひます。市長からも画期的な前進に向けての答弁も前にいただきました。私たちはやはりだんだん年をとるわけでありませけれども、人生の最後に本当によかったと、そう言われる、そういうことが大事であります。そこが介護のある面では原点であります。そのことを私たちは鑑み、敬意をして、今、介護現場で本当に頑張っておられる、その関係者の皆さんに、私は心より感謝申し上げ、

また敬意をし、私はこの平成 28 年度介護保険特別会計を認定したいと、そういうふうになっている次第であります。本当に大変だけれども、頑張っていたきたい、そのような思いでいっぱいあります。以上であります。

○議 長 次に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長報告は認定です。第 87 号議案 平成 28 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議 長 起立多数。よって、第 87 号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

○議 長 ここで昼食のため休憩といたします。再開は 13 時 20 分といたします。

〔午前 11 時 55 分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後 1 時 20 分〕

○議 長 第 88 号議案 平成 28 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 88 号議案 平成 28 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 88 号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

○議 長 第 91 号議案 平成 28 年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてに対する討論を行います。討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 91 号議案 平成 28 年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、本案に対する委員長報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 91 号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

○議 長 日程第 11、第 77 号議案 南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第 77 号議案 南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。本議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、いわゆる、育児・介護休業法の改正に伴い、関連する、南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を行いたいものであります。育児・介護休業法の改正に伴う、本条例の改正につきましては、本年 3 月議会で改正をいただいたところではありますが、一部規定において不備があった旨、県からの通知により、追加で改正を行うもので、育児を行う職員の早出遅出勤務の規定を、要介護者を介護する職員について準用する場合の、読みかえ規定の改正と、その他所要の改正を行うものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表においてご説明いたします。3 ページをお願いいたします。第 8 条の 3 は、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務を定めたもので、第 2 項の前段においては、第 1 項の育児を行う職員の早出遅出勤務の規定を、介護を行う者に準用する場合の、「要介護者」について、第 15 条の介護休暇で定めていたものを、ここで記述するものであります。後段「前項中」からの部分は、第 1 項が改正されたにもかかわらず、引用部分がそのままとなっていたことにより改正するものであります。

第 8 条の 4 は、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を規定するもので、第 4 項における、前段の下線部分と、後段 4 ページ、中ほどの下線部分は、前条第 2 項の前段同様、現行における、第 15 条第 1 項の規定の引用部分を「要介護者」に改めるもので、次の下線 2 か所は、文言を追加し改めるものであります。

4 ページ下段、第 15 条は、「要介護者」の定めについて、第 8 条の 3 で記述したことにより削除するものであります。

2 ページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例の施行は公布の日からとしたいものであります。以上、第 77 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 77 号議案 南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 77 号議案は原案のとおり可決をされました。

○議 長 日程第 12、第 78 号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 78 号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正についてご説明申し上げます。本議案は、先に議決をいただきました、第 76 号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の全部改正に伴い、関連する、南魚沼市手数料徴収条例の一部改正を行うものであります。南魚沼市地下水の採取に関する条例第 12 条で「井戸設置等許可証」とし、第 13 条において「井戸設置等許可手数料」と規定していることにより、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、3 ページ新旧対照表でご説明申し上げます。手数料徴収条例第 2 条により、手数料を徴収する事項及び金額を定める、別表第 1 の 34 の部中において、現行の「揚水設備設置許可」を「井戸設置等許可」に、「手数料を徴収する事項及び区分」の欄、条例番号であります、現行の「平成 17 年南魚沼市条例第 27 号」を、「平成 29 年南魚沼市条例第〇〇号」とありますが、議決をいただきましたので、第 23 号となるものであります。その続き、現行の「揚水設備設置許可済証」を「井戸設置等許可証」に改めるものであります。

1 ページ、戻っていただきまして、附則としてこの条例の施行は、平成 29 年 10 月 1 日からとしたいものであります。説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 78 号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 78 号議案は原案のとおり可決をされました。

○議 長 日程第 13、第 79 号議案 南魚沼市立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 第 79 号議案につきまして、提案理由を申し上げます。平成 20 年 11 月、南魚沼市小・中学校学区再編等検討委員会の答申に基づき、五日町・大巻小学校の学区再編につきまして、平成 28 年 10 月設置の学区再編検討会で慎重に協議を進めました結果、統合協議を開始するという総意がまとまり、「南魚沼市立五日町・大巻小学校統合協議会」を設置し、開校に向けて取り組んでおります。

平成 31 年 4 月の開校に向けて、より円滑な事業推進を図るため、南魚沼市立学校設置条例の一部を改正し、名称を定めるものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。3 ページの新旧対照表をごらんください。右の現行、別表第 1 の五日町小学校、大巻小学校を左の改正案、平仮名で「おおまき」、漢字で「小学校」の「おおまき小学校」、南魚沼市大杉新田 416 番地 2 に改正したいものでございます。

1 ページにお戻りください。附則といたしまして平成 31 年 4 月 1 日から施行したいものでございます。

統合小学校の名称につきましては、統合協議会におきまして、校名のアンケート等を行いながら慎重に検討してまいりました。校名の「大巻」を平仮名にすることで、新たな小学校の発足をイメージできることや、両校の児童が新たな気持ちで学校生活をスタートできるということから、統合小学校の名称を平仮名で「おおまき」の「南魚沼市立おおまき小学校」としたいものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 79 号議案 南魚沼市立学校設置条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 79 号議案は原案のとおり可決をされました。

○議 長 日程第 14、第 80 号議案 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正ついてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 第 80 号議案 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。ゆきぐに大和病院の一般病床を 5 床増やし、45 床とするものであります。平成 27 年 11 月の市立病院群再編後、ゆきぐに大和病院は高齢者を中心とした回復期の医療を担う 40 床の病院として運営しております。現在は、急性期病院からの転院や、在宅・介護施設で急変した患者など、平成 28 年度実績で 90 パーセント近い病床利用率となっております。今後さらに高齢者人口が増えていく状況を踏まえ、入院医療の体制確保に努めるとともに、市立病院群の経営基盤強化を図るために行うものであります。

2 ページをごらんください。新旧対照表により説明させていただきます。第 2 条第 3 項中「南魚沼市立ゆきぐに大和病院」の病床数について、右の欄「現行一般病床 40 床」を、左の欄「一般病床 45 床」に改めたものであります。

1 ページをごらんください。附則でございます。この条例は平成 29 年 10 月 1 日から施行するものとします。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 点だけ確認をさせていただきたいと思います。基幹病院の受け皿として 5 床増えることは大変いいことだと思うので、この条例のこのことについてはいいのですけれども、心配なのは、看護師が 5 床増えることによってそこら辺の対応が、今でも多分、難しい中ですけれども、そこら辺の対応を伴っての 10 月 1 日施行ということになる、そこだけ確認したい。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 看護師数につきましては、基本的には今の定数で行っていきたいと思います。ただ、不足する部分については、臨時職員、パート等で賄っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今現在 40 床の中で 15 床がケア病床という話ではありますが、この 5 床はどういった位置づけになるのか、ひとつお聞きします。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 そのことにつきましては、いわゆる一般病床。ケア病床ではないということをお願いいたします。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 80 号議案 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 80 号議案は原案のとおり可決をされました。

○議 長 日程第 15、第 81 号議案 南魚沼市立ゆきぐに鍼灸治療院条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 第 81 号議案 南魚沼市立ゆきぐに鍼灸治療院条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。ゆきぐに鍼灸治療院の施術料について、若年層が来院しやすくなるとともに、初診者の受診拡大を図るため、年齢区分を 3 区分に改め、初診料について整理をしたいものであります。

2 ページをごらんいただきたいと思います。新旧対照表により説明をさせていただきます。右の欄、第 4 条で規定する料金「初診者 1 回 3,500 円」と「再診者 1 回 3,000 円」の区分を、右の欄、別表のように「19 歳以上の者」、「13 歳から 18 歳までの者」、「12 歳以下の者」の 3 つの区分に改め、「施術料」を区分ごとに「3,000 円」、「2,000 円」、「1,000 円」とし、「初診料 500 円」は全区分共通とするように改めさせていただくものであります。

1 ページをごらんください。附則でございます。この条例は平成 29 年 11 月 1 日から施行するものとします。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 81 号議案 南魚沼市立ゆきぐに鍼灸治療院条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 81 号議案は原案のとおり可決をされました。

○議 長 日程第 16、第 82 号議案 小栗山サンスポーツランド条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 第 82 号議案につきまして、提案理由を申し上げます。本議案は、平成 28 年度から小栗山サンスポーツランド内に整備を進めております、スケートパークの完成に合わせて、利用時間の改正とスケートパークの利用料金について規定するものであります。

スケートパークにつきましては、10 月 23 日を竣工予定で工事を進めております。完成後の管理につきましては、現在の指定管理者であります、公益財団法人南魚沼市文化スポーツ振興公社が引き続き指定管理者として管理いたします。今シーズンは、完成から冬季クローズまでの 10 日間程度供用する予定であります。

それでは、内容についてご説明申し上げます。3 ページの新旧対照表をごらんください。第 5 条の利用時間の改正であります。現行条例では「月・火曜日は午前 9 時から午後 10 時まで」、「その他の曜日は午前 9 時から午後 5 時まで」となっており、曜日によって利用時間が異なっておりますが、改正後は曜日にかかわらず「午前 9 時から午後 10 時まで」とし、実際の利用時間につきましては、利用状況を見ながら指定管理者と教育委員会の協議の中で、柔軟に対応いたします。

別表第 3 の改正につきましては、既存のローラースケート場の利用料金表は削除し、スケートパークの料金表を新設いたします。

県補助金をいただいた施設のため、個人利用については県内に住所を有する者と県外者に区分し、さらに、それぞれ高校生以下と一般に区分した料金設定とし、利用時間帯も午前 9 時から午後 5 時までの日中料金、午前 9 時から午後 10 時までの一日料金に区分いたしました。またシーズン利用の料金も規定いたしました。占有利用につきましては、各種大会等で占有的に利用した場合の料金として規定しております。

2 ページにお戻りください。附則といたしまして、平成 29 年 11 月 1 日から施行したいものでございます。利用料金の徴収につきましては、平成 30 年 4 月 1 日から徴収したいものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この施設を文化スポーツ振興公社のほうに指定管理で委託をしたいという

ことでありますけれども、今現在、ナイターについては、ほぼシルバー人材センターから人材を派遣していただいて営業しているというところでありまして、ここら辺についても、公社のほうとするとなかなか、今度利用が、今までの方と違う方が来るものでどうかなという心配も聞いておりました。ですので、十分な話し合いをなさっていると思いますけれども、10月1日からこれをやるということです。施行は11月1日ですけれども、運用はもうじき完成しますのでできますが、それまでに話し合い等でうまくまとまるのかという心配がありますけれども、今のところどのような話し合いで問題点が出てきているのかちょっと教えてもらいたい。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 議員がおっしゃるとおり、今現在はテニスコートの利用が主で、あそここのゲートボールのほうは、ほとんど土日ぐらいしか利用がないような形になっております。テニスコートにつきましても、ナイター利用がメインというようなことで、夜間は人がいるのですが、平日はほとんど人がいないような形で管理をしております。

11月1日から施行しまして、例年ですと10月の25日ぐらいでもうあそこは閉めてしまうのですけれども、ことはまだ雪が降ってなくて使える状態なのに、完成しました、閉めるというのは非常にもったいないということで、11月に入りましたら、一応こけら落としはしまして、2週間——ちょっとこれも雪の降り具合等でわからないのですけれども、11月の中旬ぐらいまでは利用いただこうかと思っております。

それで、こちらの条例で提案したとおり、今年度につきましても、利用料金はいただかないでテスト的な形で、その中でまた我々も当然現場のほうにいきますし、公社の方も現場のほうに行って、テストの中でまたどんな問題があるのか洗い出しをしながら、来年度に備えたいというふうな形で考えております。

利用料金につきましても、来年度からいただきまして、今回10日もしくは2週間弱になるかと思うのですが、その期間はテスト的な形で考えております。その中でまた洗い出し、今後のやり方等も検討していきたいと思っております。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 その夜の部分について、やはりシルバー人材のほうに継続してお願いをするのか。あるいは公社から派遣をしてもらおうのかというその部分なのです。申しわけないですけれども、今のローラースケート場、スケートボードパークにしているところでの利用者を見ても、ごみの扱い等々について、あそこで掃除している方のほうからも、ちょっとマナーがね、ということはずっと言われているわけです。その部分をじゃあ、どうやってやっていくのかとすると、その部分の話し合いをきちんとしておかないと、なかなか公社としても責任が持てないという状況も発生すると思います。そこはこまめにやはり話し合いをして、利用者にとっても気持ちのいい施設になってもらわなければならないので、そこら辺をきちんとした話し合いをしてもらいたいと思います。とりあえず夜の部分についてはシルバー人材を継続してお願いする形になるのかどうか。そこまでまだ話をしていないのか、ちょっと

お答え願いたい。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 人の割り振りにつきましては、指定管理者の範疇で行うというような形になりますので、当然打ち合わせはするのですが、現段階ではまだどなたを張りつけるかというところまでは、しっかりした打ち合わせはできてはおらないです。

管理につきましては、今後、今まで2つありましたモニターパイプですとか、トレーニングセンターと同じような形で、利用者登録を行った形の中で登録証を発行して利用していくというふうな運用を考えておりますので、利用登録もあの場所で行うような形になりますと、1人の方で果たして対応できるかというふうな部分もあります。

あそのシーズンは始まるのが雪深いところで、ゴールデンウィーク明けというふうな部分もありますので、これは今回条例改正で11月1日からにしたところというのは、3月になる前にも新年度の利用者登録はどんどん進めていただいて、シーズンは始まったらもう利用者登録はほとんど終わっているのだというふうな形がとれればと思っている部分もあります。

極力、現場での手間がかからないような形で、既に利用者は登録証を持っている、お金の受け渡しは当然そこでは必要にはなってくるのですが、それで済ませられる方法がベストかなとは考えておりますが、当然始まった直後は、2人なりの人間がそこにいるような形で動き始めないことには、動かないかと思っているところでございます。2人いるということであれば、そのうちの1人は公社職員というのが適正ではないかと考えております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私はちょっとわからないで質問して申しわけないのですが、9時から5時、9時から10時という、こういった時間のくくりがあるわけですが、非常に長い時間をこうして設定しなければならない競技なのかというのがわからないのですが、例えばスキー場なんかでいくと半日券とか、あるいはナイター券とかというような形になっているかと思うのです。どの程度の方々が利用するのかというあたりがこういうことになるのかわかりませんが、本当に朝から10時までやるようなことなのか。その意味合いがちょっと私はわからないのですが、どういうことでこういうふうになるのか。また、大体同時にどれぐらいの方々が利用できるのかというのもちょっとわからないもので、その辺、大勢で長時間やれるのだと、安全に、というあたりをひとつ説明を願いたいと思います。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 一度に利用できる人数ですけれども、大きなアイテムとしまして4アイテムありまして、あと、平らな部分にもちょっと出っ張ったところで滑れたりするようなどころもあるので、大きなアイテムでやはり同時に入れるところは2人ないしは3人が限度かなと思います。そうしますと、4アイテムですと、2人だと8人、3人だと12人というような形ですけれども、滑ったらまたずっとその方が中に入っているということではなくて、滑り終わったらまた出てくるというふうな形で、順次行列ができるというのも変

な感じですが、滑ったら出てもらって、また次の人が入るといふような形になりますので、常時もう入った人が延々と滑り続けるというふうな形にはならないです。そこは利用者の方のルールの中で行っていただく必要があるかと思っております。

営業時間につきましては、今回の条例の中では最大限の時間ということで設定してありまして、この時間帯の中で利用者がどういうふうな形で利用するのかというのは、利用者にお任せするような形になります。ナイター料金的な設定の中で午前9時から午後10時というのを設定させていただいたのですが、昼間いくら使っていただいても、ナイター料金というか電気代はかからないので、お客さんがいようがいまいが電気代については全く昼間はかからないので、昼間使っていただく部分に関しましては、割安な捉え方になっております。

ナイターにあたりましては、これは電気代がどうしてもかかってしまいますので、その部分で割り増しというふうな形でいただいております。この利用時間帯の中で、午前9時、午後10時の券といいますかにつきましては、例えばナイター的な形で午後6時にお見えになって10時まで滑る、もしくは8時で帰る人も同じなのですが、この時間帯で使う場合にはナイター料金を含めた形で、この市民料金でいいますと400円と600円の、600円のほうの料金、この200円の部分はナイターを使われる場合には電気代金の部分でいただきたいというふうなことで考えている。それによって今回設定させていただいたということでございます。

利用者が朝から晩までいるかというところとちょっと、私も実際滑らない人間なものでよくわからないのですが、あまり長時間は、その方の都合にもよるのでしょうか、いる方はまれなのではないかというふうには考えております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私はこの長時間のこれは——ナイターは電気がいるということはわかりませんが、ナイターはナイター券にしたほうがわかりがいいと思うのですが、それと、時間というのは大変だか知らないけれども、半日券とか一日券、一日やるものでないといわれればその辺もちょっとわからないのですが、非常に何ていうか、広く対象にした形で、ちょっと混乱が起きないのか。そのほうが管理がしやすいというようなことから始まっているのかというふうに、今、説明を聞いて思ったのですが、その点はどうでしょうか。

○議 長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 実は、今ほど議員がおっしゃったとおり、この表をつくるときに二転三転した、どれが一番わかりやすいかで、今回こういうふうな形に落ち着くという形があります。実際の利用にあたりましては運用の部分で、この条例の中でまた指定管理者と相談をした中で、半日料金なりの設定も、今後の協議の中では出てくるやもしれません。そこはちょっと流動的な部分で残させていただければと思います。今回の条例でここで乗っかっていますけれども、これが上限というふうな形の中で、また運用の中で決めさせていただければと思っております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 82 号議案 小栗山サンスポーツランド条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 82 号議案は原案のとおり可決をされました。

○議 長 日程第 17、第 83 号議案 南魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消 防 長 それでは、第 83 号議案 南魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

消防団の定員につきましては、平成 25 年 10 月 1 日に、それまでの 2,430 人から 75 人削減し、2,355 人に改正し、現在に至っております。団員の確保につきましては、方面隊各部の勧誘を中心に、何とか減少に歯止めをかけたいと鋭意取り組んでおりますけれども、困難な状況が続いております。

平成 29 年 8 月末現在の団員実数は 2,285 人となっており、条例に定める定員を大きく下回っております。この件につきましては消防団本部会議等で協議、検討を重ねてまいりましたが、今後、条例定員と実員の差を埋めることは非常に困難であるとの結論に至りまして、定員を現状の実数にある程度近づけるよう条例を改正したいものであります。

条例内容でございますが、議案 3 ページ、新旧対照表をごらんください。第 2 条の下線部、「2,355 人」を 55 人減じて「2,300 人」に改正する内容でございます。

1 ページに戻っていただきまして、附則としまして施行日につきましては、平成 29 年 10 月 1 日としたいものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

13 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 こうやって消防団員が減るわけですが、うちの市だと、企業に対して火事があった場合に出てくださいというようなやりとりでやっていると思うのです。けれども、近所で火事があったときは、やはり特別消防団といって、その近所、どこであるかわからないので一番早いのはやはり火事場の近くの家の人が一番早いわけです。そういったお母さん方とか、消防をもう大分前に引退されたお父さん方とか、年配の方が家にいますので

そういう人とか、企業でも日中、近くで働いている人もいますので、そういうような考えを持って強化していくとか、火事になった際に迅速に消火できるのは、そういう人たちがいたほうがいいのかと思うのです。こう人数が減ることによって、そういう現場のことをまっさらに見ていただきたいと思うのですが、その観点について質問します。

○議 長 消防長。

○消 防 長 今回この定員減に関しまして、消防団の本部のほうと大分協議をしました。当然、今の減っていく状況をどう打開していくかというか、現実には歯止めをかけていくかということで議論もなされました。その中で、今、議員がおっしゃったように、今までの勧誘の視点ではもうこれからはちょっと限界だろうと。つまり、今までは各部においては男性の若い人という観点で、退職される方の補充をしてきたという、そういう経過があります。

ただ、今後については、地域に残っていらっしゃる方、特に女性とか、第一線を引かれた方でまだ十分動ける方とか、そういう部分の方も対象として勧誘していくという方向を、各部の中で意識をそういうふうにもってってもらいたいということも必要ではないかということで、来年度の勧誘については、そういう方向の働きかけを団を通じてやっていきたいという形で今、考えております。

それから、企業につきましては、決算のところで議員さんのほうからもご質問があったところですが、そういう部分では近隣のご協力という部分は引き続きやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今、限界という話も聞いたところでありますが、数年前に部を合併した形で何とか維持しようかという相談もあったと思うのです。よく常備消防の拡充というのと、消防団の拡充なのか、その辺がちょっと私が読み取れなくて申しわけないのですが。要するに初期消火が目的なのか、予防消防のウェイトが団のほうが多いのか。その辺が常備消防との拡充と競争しているような形だと、ますます、予防なら応援できるけれども、消火活動に常時出なければならないというような形になると、それも勤めの具合でなかなか今できないような状況も、夜間なら、在宅のときならできるかというような状況だと思うのです。ますますこういった状況が進む中で、以前は常備消防を拡充することによって、消防団のウェイトというのが若干縮小できるのかというような感覚があったように私は聞いたことがあるのですけれども、その辺は両方拡充していくのだと、こういう大前提があるのかどうかひとつお聞きします。

○議 長 消防長。

○消 防 長 消防団の位置づけとしましては、私どもが考えているのは、やはり予防の部分、それからより地域に密着した部分の、初期ができれば一番いいのですけれども、今の実態としましては非常に勤め人の方が多いという形で、なかなか火が出てすぐ駆けつけるというのが常備以上に難しくなっているという感じがしていますので、予防のほうが大きくなるのかなという観点はあるかと思えます。

それから、大規模災害になったときに、どうしても常備の今の人数では市内全域を全てくまなく、できるだけケアできるというのはなかなか難しくなります。ですので、より今地元に寄り添った形の対応をしていただくという部分が今、消防団のほうに求められている部分ではないかというふうに考えております。

常備の拡充につきましては、できればいいのですけれども、これはなかなかするとなりますと機材、それから人員等も膨大なまた費用もかかりますので、どこにポイントをもって折り合いをつけるかというのは、非常に難しい部分ではあるかと思えます。同じように消防団の規模につきましても、じゃあどれが、どこが適切なのかというのは、災害がなければそう人数はいらないわけですし、大きい災害があれば、これはいくら人数がいても助かるわけですので、非常にその位置づけという部分は、これでいいという部分は難しいのかと思っています。ただ、1つの参考としましては、今ある自動車ポンプ、それを少なくとも動かせる体制は欲しいという考え方であります。以上です。

○議 長 23番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 13番議員とダブるところがあると思いますが、私も以前からこの消防団員がだんだん少なくなってきて、何とか確保できないかということでもって何度も言ったことがあるのです。当時は2,500人いたのが2,300人になったと、非常に200人以上。まだ今の状態でいけば、入り手がいないからまた減らす、減らす、そうなる——消防団員がいて、初めて地域の防災やそういうものが、きちんと守られているというふうに私は思っています。

今こうしてみると年齢的にも、もう年齢がきたからもうやめるというような地域もあろうかと思えますけれども、いざというときはこの地域全体を考えたときは、できるだけ団員の年齢ではなくて、全体を見わたして、この年齢の確保だとか、そういったことに対してもう少し努力をして、とにかく消防団員は地域からやはり多くいていただきたいと、そういう——先ほどから限界、限界とは言っていますけれども、そういった努力がちょっと足りないのではないかというふうに思うのです。そういった努力をもう少しきちんとして、できるだけもう限界ですよではなくて、努力をして1人でも2人でも消防団員を確保していくと、そういう気持ちでいていただきたいと思いますが、もう一度消防長にお願いします。

○議 長 消防長。

○消 防 長 本当に議員さんのおっしゃるとおりでございます。努力という部分ですけども、先ほども申し上げましたように、今までの勧誘の先入観念といいますか、そういう部分がやはり若い男性という部分で動いてきた傾向があります。ですので、もうこれからはそういう対象が、非常に少子化の部分、あるいは市外へ転出されるケースが多いということの中では、その部分ではもう限界がちょっときているのではないかということで申し上げたところなんです。ですので、地域にある人材、例えば女性、あるいは現役をひいてまだ動ける方々に協力していただくという部分を、今後考えていく必要があるということでございます。以上です。

○議 長 23番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 消防長の言うことがわからないでもありません。今までの消防と違って、今の消防というものは、非常に車等、また積載車でもってすぐ行動できる範囲が広がってきています。ですから、できるだけこの地域では何とか消防団員が確保できる、そういう地域。また確保できる場所は1人でも多く、また確保していただきたいし、いない地域になればできるだけ動かれる高齢者が、何とか消防団員として訓練していただくようにという、地域を守るためにはそういった方が1人でも多くいていただくということが、我々にとってもまた地域にとっても、一番安全だと思しますので、その点を十分にもう少し検討していただきたいというふうに思っています。

○議 長 答弁はよろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第83号議案 南魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第83号議案は原案のとおり可決をされました。

○議 長 日程第18、第100号議案 市道の認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第100号議案 市道の認定についての提案理由をご説明申し上げます。今回の市道認定は、新規2路線につきまして、道路法第8条第2項の規定により議決をお願いするものでございます。道路種別、起終点の地番、延長・幅員、主な経過地は、下段に記載のとおりでございます。それでは、議案資料の図面で説明させていただきます。3ページをお開きください。

3ページでございますが、図面番号1、路線名「杉ノ島バイパス側道1号線」でございます。延長320メートル、幅員6メートルから9.5メートルでございます。当該路線は、六日町地内の道路で、市道入村野際線を起点とし、市道杉ノ島を終点とする、六日町バイパス事業に伴い設置される側道で国土交通省より南魚沼市へ移管を受けるものでございます。市道認定基準による、公共または公益上認定することが特に必要な道路であることから、認定を

お願いするものでございます。

次の4ページをごらんください。図面番号2、路線名「大窪石倉線」です。延長45メートル、幅員4メートルから7メートルでございます。当該路線は、君沢地内の道路で、市道山岸線を起点とする、地元行政区要望による路線でございます。道路敷地内に民地が存在していましたが、平成28年に寄付採納を受け、権利整理は完了しております。市道認定基準による、地域住民の生活に欠くことのできない道路に該当することから、認定をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第100号議案 市道の認定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第100号議案は原案のとおり可決をされました。

○議 長 日程第19、第102号議案 南魚沼地域土地開発公社の解散についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは第102号議案 南魚沼地域土地開発公社の解散についてご説明申し上げます。南魚沼地域土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、昭和47年12月に、当時の南魚沼郡4町により南魚沼郡土地開発公社として設立され、平成16年の合併により名称変更したものであります。これまで、公共事業用地の代行取得等、工業団地用地、住宅団地用地等の取得・造成・売却などを行い、その役割を果たしてきたところであります。しかしながら、バブル経済崩壊以降、地価の下落や公共事業の減少等により、公社の存在意義も薄れ、今後のあり方を問われてきたところであります。

土地取得後の事業計画の変更や中止等により、公社所有のままとなっていた土地についても市の買い戻しにより、平成28年度で全ての処分が完了したところであります。今後についても、先行取得等を必要とする事業の見込みはなく、一定の役割を終えたものとして、南魚

沼地域土地開発公社理事会において解散の決定をいただいたものであります。解散の手續にあたり、公有地の拡大の推進に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

3 ページをお願いいたします。8 月 1 日時点における、財産目録であります。アの資産は、公社の所有する財産で、その調達先がイの負債と、ウの資本となりますが、負債がありませんので、資産、資本同額となっているものであります。残余財産の清算はこれからになります。資産合計の 94%程度が当市に帰属し、配分になるものと考えております。

4 ページは、解散手續のスケジュールであります。議決をいただいた場合であります。10 月に県知事あて解散認可申請を行い、県知事からの解散認可書が交付となつてから、11 月に解散登記と清算人就任登記、そして県知事への清算人の届け出となります。

1 月に残余財産を確定し、清算人会で帰属を決議し、2 月に残余財産の分配、清算終了の登記を行い、県知事への届け出を行います。最後に 3 月議会で決算と清算の報告をし、完了となるものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 102 号議案 南魚沼地域土地開発公社の解散については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて、第 102 号議案は原案のとおり可決をされました。

○議 長 日程第 20、発議第 5 号 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 発議第 5 号 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について、地方自治法第 99 条の規定により、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長に対し、別紙意見書を提出する。この議案については、前回総務文教委員会で全会一致ということで、私が提出者ということになったわけがあります。賛成者は総務文教委員会の面々でございますが、省略させていただきます。意見書

については配付してあるとおりでございますので、よろしくご審議のほどをお願いして、ぜひ可決をお願いしたいところでございます。以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第5号 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第21、発議第6号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

3番・広田公夫君。

○広田公夫君 発議第6号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長、新潟県知事に対し別紙意見書を提出する。

私学助成金を——私学に通わせている方は、非常に公立高校に比べて多くの負担をしております。また、南魚沼市の中には私学がなくて、一番近いのは長岡市だと思います。そこに通学定期で6か月いきますと6万2,100円かかります。また、委員会の中でも反対意見もありましたけれども、多くの高校に通いたいと、そういう方に対して通える条件、経済的援助を少しでもできるような形にしたいと思っておりますので、皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

8番・中沢一博君。

○中沢一博君 私もこの私立高校の授業料実質無料化ということを私も訴えている一人でありますので、そしてまた、教育の負担軽減ということも重々承知しております。その中でお伺いさせていただきたいと思っておりますけれども、今、提出者のほうから話がありました、当地域として私立学校に行っている方はどのくらいだというふうに把握されておりますでしょうか、お伺いしたいと思っております。

それと、それはいろいろ状況があるかと思います。みずからどういう状況の中で行ってられるというふうにご自身は思っておられるかということをお聞かせいただきたいのがまず1点。

2点目でありますけれども、私は内容的には全く問題ないというふうに思っているのですが、毎年この文は出てくる中で、具体性ですね。本当に私はやはりみんなが思っている中で、財源のある中でやっていかなければいけないわけですが、その具体性という部分で、どのようなことを提出者は感じておられますか。もうちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 提出者。

○広田公夫君 私自身は何人の方が私立高校に行っているかというのは確認しておりません。ただ、私自身の経験として、私の娘が愛知県の岡崎市で県立高校に入りました。入っただけけれども、夏休みが終わって9月になったら学校に行けない状況が起きました。そういう中で、たまたま高校入試のときに受けていた私立高校がすぐ近くにありまして、そこに転校することができました。

ですから、単に委員会の中でも学力とかありますけれども、学力だけではなくて、やはり私立にいきたいという気持ちもある方もいる。また、たまたま1回、2回、公立高校を受けたのだけれども落ちたから、そしてまた落ちてやはり学校に行きたいということで、私立を選択した。そういう条件でいる方に行っていただきたい。行っていただくにあたって、やはり公立と私立では相当学費とか——岡崎の場合は低所得者に対する補助金も出ていましたけれども、でも、やはり相当額の学費等の負担が必要なので、そういう意味で私は今回の意見書に賛成するということにしました。以上です。

○議 長 8番・中沢一博君。

○中沢一博君 もう少し私は具体性を知りたかったのですが、そういうのがないようでございますのでよろしいかと——よろしくはないのですが、了解いたしました。私は正直言って、ちょっと心配しているのは、今、私達の地域は公立学校が多いですね。公立学校だけです。その中で、毎年学級の定数が減っております。そうしたときに、私立云々のときにいろいろな考え、貧困の部分でそういうのがあってはいけないわけだから、そういう面に関しては私はいいと思っております。だけれども、所得とかそういうのを考えた中でみずから行っている、そういうものに関して私たちがどこまでやはりするのかという、これも私は大事になってくると思います。

今のこのままで、例えば全部一緒にしてしまった場合、どこもした場合、私はこの地域の学級がどんどん減っている中ですごく危惧する部分もあるのです。その点、どのようにお考えでしょうか。

○議 長 提出者。

○広田公夫君 県立高校の学級減がもう迫っています。そういう中でも、この中で入れない人たちもいますから、そういう人たちをぜひとも、本人たちが高校に行きたいのであれば

選択肢としては、あとは私立高校しかないわけですから、そういう人たちの機会を失わないようにしたいと思ひまして賛成しております。以上です。

○議 長 8番・中沢一博君。

○中沢一博君 本当にそういう状況の中で、例えば生活の状況で行かれない、そういうのがあったらやはり私は何とかしてあげなければいけないと思っています。それで今、提出者もこの部分にあるように、就学支援金というものを、今、国は考えております。今年度、私どもの党も590万円という所得制限を設けた中で、授業料無償化ということを今、訴えております。こういうように、具体性が私はなければいけない、そういうふうに思ひますけれども、もう一度お聞かせいただきたいと思っています。

○議 長 議長を通じて。提出者。

○広田公夫君 確かに今、テレビ等を見ていると、そういうような提案がなされておりますけれども、今現在まだそれが実現されているわけではないので、その間でも、こうやって意見書をちゃんと出すことによって、それを補完していきたいと思ひます。以上です。

○議 長 13番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 何点か質問をしますので、メモっていただければと思ひますけれども。今ほど言ひました8番議員さんもそうですけれども、実際的に公立高校の本当にクラス減というのがこの地域でも起こってしまひて、地元の公立高校を守るといふ面でも、昔は一次を落ちれば、それは私立しかなかったわけですけれども、今は二次試験で受け皿が公立高校にあるわけです。そういう中でも、あえて長岡の私立を選ぶといふのは、やはり親とか子供がそこに行きたいといふような、私立に行きたいといふ学校の理念。また、私立の学校といふのはやはりなりわいを持っていると思ひますよ。そこには多く公助も入っているはずですよ。そういう中で、今ほど言ひましたように、全部一緒といふのはいかがなんでしょうか。

その考えを聞きたいのと、義務教育は日本国で定められたことです。それ以上になれば、やむを得ず働くといふ方も出てくるかもしれない。そういうような、税金を払うような子供たち、まだ子供といひていいか、大人といひていいかわからないですけれども、16歳から働くような方々も、そういったやむを得ず働いている方もいるかもしれない、今のご時世で。そういう観点で、そういうお金がそういうところに投入される。そういった考えがどうなのか。そういうことをどう思ひて、この提出者は考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○議 長 議長を通じて発言しなくてはだめです。

提出者。

○広田公夫君 ただいまクラス減のことがありましたけれども、確かにクラス減の中で私立にわざわざ通わせるのはいかがかといふ、そういう意見もあります。でも、そうであっても、クラス減はクラス減として南魚沼市の中でどうやってその高校が魅力ある——あるいは落ちたことによつて——2回あるにしても落ちる可能性はあります。そうすると、じゃあ、どこにも行けないといふのでは、非常に本人たちの教育の機会を失うことになりまふから、そう

いう意味であっても、私立ということに関して行った人たちに対して、それなりの学費補助が出ることによって、通学の機会を多くしたいと思います。

また、働く人がいるのに、私立に行った人たちに税金をたくさん使うのはいかがかという意見がありますけれども、やはり働く人も働く人なりに事情があって働くのでありますが、そうやって私立に行っても勉強したいという人の機会を失わないようにしたいと思っています。以上です。

○議 長 13番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今言ったように事情なのです。事情があって行くわけです。受け皿もあるわけで、事情があって長岡に行くわけであればそういうことだし、今、広田さんのお子さんの例を出されましたけれども、私立だから途中から編入ができるわけであって、そういう部分だから、そういう学校の理念、いろいろあるわけじゃないですか。そういうことも考えていかなものかということ私はいっているわけですし、そのいいよ、いいよということだけであれば、いろいろ難しいものがあると思います。いまいち答弁が一本口調なので、そういうことに関して、そういう理由だから私立に行くのではないですか。事情があるから私立に行くのでしょうか。それを公助するというのは、やはり公立とまた私は分けるべきだと思いますけれども、その点どうでしょうか。

○議 長 提出者。

○広田公夫君者 私はずっと育ったというか、生活したところが都会で、周りに私立が多い地域でやっていました。ですから、先ほど私立に、働かない人たちは行ってないのに、そういうところに補助金をたくさん出すのはいかがかというような趣旨でご質問されたかと思えますけれども、でもやはり環境として、今、私立があるのであって、そこに行く機会があるのであれば、公立に行けなくて、あるいは公立に行っていたのだけれども、私の娘のようにまた何らかの事情で公立には行かず、私立に行くというような人たちがいますから。そういう人たちにちゃんと機会を与え、なおかつ機会に経済的に恵まれないのであれば、それなりの教育が受けられるレベルにするには、今時点での選択肢としては私立がそこを補完しているので、そういう意味でちゃんと私立に行っている人たちにも、それなりの教育を与えるために、その経済環境をよくしてあげたいという気持ちで賛成しております。

○議 長 13番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 しっかり公助する部分というのは大事だと思いますし、低所得者にはこういう部門でも公助があるのですよ。そういう観点で見ても、やはり今ほどの、自分でも言っていたではないですか。事情でそうなった場合というのは、そういう受け皿しかないというのは、やはりそういうことなのです。それでも行かせたい、親が行かせたい、本人が行きたい、そういうのだからやはりそれは育てる観点でいけば、それはやはり公立とは違うべきだというふうに私は思うのですけれども、その辺をもう一回よろしくお願いします。

○議 長 提出者。

○広田公夫君 何度も同じことの繰り返しですけれども、やはり、教育を受けられる環境

をちゃんと整備してあげたいというのが私の気持ちです。以上です。

○議 長 4番・永井拓三君。

○永井拓三君 済みません、ちょっと納得いかないので幾つか質問したいのですけれども。まず、提出者は高等教育というものが義務教育ではないということに関する説明を行っていないので、それに関する説明をしてもらいたいのと、この内容が高等教育の義務教育化を図るということであれば、それは納得ができるのですけれども、高等教育が義務教育ではないという現実の中で、私学に通うというのは自分の意思、もしくは親の意向も含めての事情なわけですから。そこの義務教育でないというところの明確な、はっきりしたところが納得いくような説明をしてください。

○議 長 提出者。

○広田公夫君 高校教育が義務教育でないというのは、私も理解しております。知っております。でも、今はほとんどの方が高校に行く時代です。そういう中で、教育をちゃんと一々自分の選択だと言いましたけれども、私は何度も先ほどから言っておりますが、一次、二次に落ちて、行くところがないとしたら、今は私立しか行けないわけですよね。私立に行くチャンスがあるわけです。そこに行って、学ぶチャンスがあるのです。また、公立に入って何かトラブルが起きて、そこの学校ではできないときの選択肢に、1つは私立があるわけです。ですから、そのときに私立に通っていると、そういう人たちに対してもちゃんとある程度教育の機会を与え、経済的にそこそこちゃんと対応できるようにしてあげたいと、そういう気持ちで今回の意見書に賛成して、提出者とさせていただきました。以上です。

○議 長 4番・永井拓三君。

○永井拓三君 論点がずれていると思うのですけれども、まず、学力が足りない場合ということも含めた上での私立ということが、今、議論されている部分はあると思うのです。例えば公私間格差、公私間格差の是正を、何をもちょう解決するか。お金を援助するだけで解決しようと言っているのか。それとも本当の根本の部分で、例えば今おっしゃっていた高等学校に行くということがほぼ皆さんされている。同じように小学校、中学校という義務教育の期間の中で、塾に行かなくては、というぐらいみんな塾に通っている。でも、経済的な理由で塾に行けないから、理想としている高等学校に進めなかった。そういう理由を解決するのであれば、解決する問題はここではないと思うのです。だとしたら、公私間格差の是正というところをもう少しわかりやすく、何が公私間格差なのかを説明してください。

○議 長 提出者。

○広田公夫君 公私間格差というのは、やはり私学で経営していたときに、その経営上において、講師を雇うだけの費用、あるいはスキルの多い講師を雇うにはそれなりの報酬を払わないとスキルの高い講師は来ません。そういうことを含めて、ちゃんとした講師を配置する、あるいは人数ですね。やはりそれなりの費用が必要なのです。そういう意味での公私間格差だと私は思っております。

○議 長 4番・永井拓三君。

○永井拓三君 最後なので。全然納得がいかないのですけれども、私立の高等学校に優秀な講師を必要とするというのは、彼らの事情ですよ。別にそこを公的なお金で補う必要はないですよ。なぜなら彼らは学校法人で、学校経営をしているので。よく提出者は、いろいろな能力を、というような質問とかをされます。経営努力をしろというようなこともされますけれども、そのようなことをこの私立の学校に関しては、経営努力をなさいということ、税金で埋めるという考え方で、それが正しいのですか。

○議 長 提出者。

○広田公夫君 私自身が今、新潟県内の私立高校で講師にどのような形で経営しているとか、そういうことに関して今、調査はしておりません。ただし、今ここに書かれている提案書の中に、こういうような事情があるので、そういうことについて私は賛成しますということで、提出者として今、提案させていただいております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○議 長 討論を行います。まず、最初に原案に反対者の発言を許します。

4番・永井拓三君。

○永井拓三君 それでは、学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書への反対の立場で討論に参加いたします。まず、高等学校がなかなか義務教育に近いという状態は理解しておりますけれども、そこに税を投入するところの議論がなかなか前に進んでいないと思いますので、その点も含めまして討論いたします。

まず、義務教育についてです。義務教育とは皆さんも当然ご承知だとは思いますが、端的に言えば、保護者が子供に教育を受けさせる義務のことです。言いかえれば、子供が教育を受ける権利を持っているということです。その期間は中等教育までであり、高等教育はその範囲外です。

では、その先の進学についてです。進学とはその言葉があらわすように、みずから進んで学ぶということにあります。つまり、進学に関する選択肢は多くあり、その一部が私立高等学校なのです。経済的に余裕があり、高い教育を受けるために私立に通うということに関しては、何も議論する必要はありません。また、経済的なことがあるので、本当ならば、理想の教育を受けることを求めて私立に通いたいけれども、それがかなわないために公立高校の同レベルの高校へ、しっかりと勉強をし、進学するというケースはよくある話です。

その反対はいかかでしょう。経済や学力に問題があり、進学をあきらめるというケースです。この場合、少なくとも社会に出て働き、学生とは別の道を進みます。その学生とは違う社会人という立場から、税というものは当然まわってくるものなので、学生とは違う立場から、その人たちは生きていくということがわかります。

では経済的な理由で、学力が足らずに、それでも進学したいというパターンはいかがでし

ようか。公立高校への入学がかなわず、それでも進学をしたい、その場合には私立の高校という選択肢は十分に考えられます。しかしながら、前述のとおり、しっかりと勉学に励む機会は誰にでも公平に与えられており、それは同じく義務教育を受けていればかなう機会はたくさんあるということも明白です。

公平な機会を与えられているにもかかわらず、生まれた経済差を何で埋めるかということが重要です。それが税金である場合は、前述の進学をあきらめた少年たちから、少なからず納められた税金を使用する点において、大きな矛盾が生じます。その点が解決されない以上、公平に与えられた機会を逃さずに勉学に励むことが、一番の解決策だと考えております。提出者がさまざまな調査を行わず、提出をしていることを加味しまして、反対の立場をとります。皆様からのご理解を求めます。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 発議第6号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について、賛成の立場で討論に参加するものであります。この発議は午前中に行われました、陳情。陳情が賛成多数によって採択された、これを受けての発議であります。まず、そのことは一番大切な部分であります。反対者のまず1つ目の、義務教育の私への税の投入をどうすべきかという部分でありますけれども、これについての内容は、この陳情からは内容的にはよくわからないものです。

しかしながら私は、この発議を提出したことがありますけれども、教育というものは公立と私立で相当異なるものが存在するわけであります。公立だけでやれるというのであるならば、この日本国において私立学校は存在し得なかったわけです。ところが、その私立学校において優秀な人材を育てることができた、そのことは公立、私立ということではいろいろな選択肢があるという中で、やはり日本の教育というものは、高等教育において大変な成果を上げてきたものだというふうに思っております。

進学とはみずから進んでいくもので、全くその通りであります。公立を選べばよいのではないかという部分でありますけれども、これは例えば帝京長岡や中越高校、新潟明訓、日本文理等ありますけれども、これらの学校を新潟県内で選んでいる子供たちが、どういう視点でその学校を選んでいるのか。いろいろな部分がありましよう。進学、大学への進学もありましようし、スポーツ、特に野球でいけばプロスポーツのほうへ進みたいという思いもあるわけです。そういうような選択肢が新潟県内の私立に用意をされている、これは新潟県として誇って私はいいものだというふうに思っております。

経済的な理由で進学を断念せざるを得なかった、そういうお子さんもいらっしゃるわけです。実はこれについては、新潟県もいろいろな救済措置もあるわけです。ですので、これを活用すれば私は経済的な理由で、本当に進学を断念せざるを得ないということは、公立においてはあまりないのだろうというふうに思っております。

学力の低い子の受け皿としての私立学校という部分もありますけれども、確かにこの中越

地区においては、公立高校の一次試験で残念であったという生徒たちが、帝京長岡や中越高校へ行くということはずっと前から話でありますけれども、じゃあこの学力の低い子たちの受け皿、学力を上げればいいのではないかと言っても、間に合うものでもないわけです。

これらを総合的に考えますと、この公私間格差是正ということであっても、私立を選ぶのか、公立を選ぶのかということは、お子さん、あるいはそのご家庭のそれぞれの事情がありますけれども、本来はいろいろな選択肢を用意できるというように、懐の深い、そういう世の中が私は住みやすい世の中なのだろうというふうに思っているわけであります。そういう中で、この私立を選んだ場合については、ここに書かれていますように、本当に負担が県立に比べて大きいのだということであれば、これはある程度緩和をせざるを得ないのではないかと。応援をしなければならないのではないかという思いであります。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

19番・樋口和人君。

○樋口和人君 はい、それでは発議第6号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について、私は反対の立場で意見を申し述べさせていただきます。

今ほどそれぞれ質疑のところ、それからそれぞれの討論を聞いていました。私は私なりに思うところがあるのですが、やはり、何でだろうと今考えるに、やはりそれぞれの事情があって、それぞれの条件があると思うのです。今ここに出てきている、あるいは陳情で出てきているのが、非常に大きくくりな陳情といいますか、出ていますけれども、やはりこういった場合の、この子にはこういう助成もいだろう、こういう子はいらぬのではないかと。そういうところまできちんと考えた上で、やはり先ほどありました税金の使い方ということなのだと思います。

極端な話をすれば、やはり学力が低くて、公立高校へ行けませんでした、ですので、学力の低い私立高校が受け皿になります。じゃあ、その子が高校に入ってから、本当にきちんとそこまでみんなに追いついて、勉学に励むのか。ここが私は非常に疑問だと思っています。また、その子が例えばそういう方向に行った、それを目指しているのだということであれば、助成してもいいでしょうが、その結果をみて、やはり途中で学校をやめてしまったとかということであれば、やはり返していただくなり、そういったきちとした制度を設ける。そこまで考えてやはりこれについては提案、あるいは提出をしていただきたい。その思いがありますので、今回のこの意見書の提出については、私は反対の立場をとりますので、多くの皆さんのまた賛同をお願いしたいと思います。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第6号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、発議第6号は原案のとおり可決をされました。

○議 長 日程第22、発議第7号 道路整備財源の確保に関する意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

産業建設委員長。

○鈴木産業建設委員長 発議第7号 道路整備財源の確保に関する意見書の提出について、地方自治法第99条の規定により別紙意見書を提出するものとする。産業建設委員会では全員賛成でありまして、提出者が私となりました。意見書の提出内容、文言は記載のとおりであります。少し書いてきましたので読ませていただきます。

今、地方創生をうたいながら、全てが首都圏に一局集中。地方は疲弊しつつある。人口減少、少子高齢化が進み、若者は大都市へ。そんな中、地方の道路交通のネットワークの整備は必要不可欠であります。地方創生の一つであることには間違いありません。地域の防災力や救急救命体制を維持するための広域連携を図るため、道路整備が必要であります。これは確率の高い首都直下型地震による避難、支援にも益するものであります。

平成29年度までの時限措置であり、補助率が下がることは地方にとって大変な問題であります。また、豪雪地帯である当市において、道路除雪は死活問題であります。雪寒法による除雪により、冬季観光は驚きの発展をしてきました。これは当市の基幹産業であり、ほかに変えられないものと考えます。雪寒法の網がかからなければ除雪もままならず、雪道を歩く過去に帰ってしまいます。病人をソリで病院へ運ぶような時代は来ないと思いますが、そうも考えられます。

北陸地方整備局でもこの地域が意見書を上げないでどうする、という意見をいただきました。このことを鑑み、道路財特法の特別措置を平成30年以降も継続すること、積雪寒冷地の市民生活を守るため、安定的な除雪予算が確保されるよう、次期5か年計画を早期策定し、道路整備予算の総枠を長期的、安定的に確保し、迅速かつ着実な道路整備を図るよう要望するものであります。以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第7号 道路整備財源の確保に関する意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第7号は原案のとおり決定をいたしました。

○議 長 日程第23、発議第8号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

13番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 発議第8号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正について、発議第8号について説明いたします。この発議は南魚沼市議会委員会条例第2号に定める常任委員会の委員定数について、一部改正を行いたいものです。

5ページの新旧対照表をごらんください。今年度11月1日から南魚沼市議会議員定数が26から22になることに伴い、総務文教委員会を9人から8人に、産業建設委員会を8人から7人に、社会厚生委員会を9人から7人に改正したいものです。3ページをごらんください。附則といたしまして、施行期日を平成29年11月1日からとしたいものです。説明は以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。ご苦労さまでした。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第8号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第8号は原案のとおり可決をされました。

○議 長 日程第24、議員の派遣についてを議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。会議規則第166条の規定により、お手元に配付をいたしました内容で議員を派遣することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、お手元に配付をいたしました内容で議員を派遣することに決定

をいたしました。

○議 長 日程第 26、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長から所掌事務について、会議規則第 111 条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査について申し出があります。

○議 長 お諮りいたします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

○議 長 以上で本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。ここで市議会議員任期最終議会定例会の閉会にあたりまして、林市長からご挨拶をお願いいたします。市長。

○市 長 まずは 9 月定例会、大変お疲れ様でした。貴重なお時間をお借りしましたが、議長からの特別なお取り計らいもありまして、このたびで任期満了を迎える最後の議会ということで、私のほうから皆様にご挨拶をとということもありまして承った次第であります。

まずは、今回、私どもから見ると大変多くの先輩が、もう議場でもご発言もありましてわかっているところですが、退任をされるという方々が数名いらっしゃいます。合併前からの、旧町からの方もいらっしゃいますし、合併後、長きにわたりまして、大変この南魚沼市を市議会を通じ、議員活動を通じ支えてくださった皆さんであります。まずは市長の立場からも、御礼を申し上げたいと思います。そして、確か若井議員からだったのですけれども、今後、道で会ったときに聞かれたときに、私からもいろいろなことを答えさせていただきますので、ぜひ、この場を去られようとも、これからも高所賢所から、私どものまた道しるべとなるべく、さまざまなご指導を議員という立場はなくなりますけれども、ぜひお願いをしたいと思います。

集まり散じて人は変れど、有名な——それこそ学校の話がさっきから出ていましたので、私が 3 回チャレンジして、入れてくれなかった学校の歌詞でありますけれども、大学の歌詞であります。「集まり散じて人は変れど、仰ぐは同じき、希望の光」という歌詞があります。私どもの市歌にも、「希望溢れて伸びるまち」という歌詞があります。希望を見失わず、これからは後輩たる我々は、先輩から学ばせていただいた志を含めて、学ばせていただきましたことを常に胸に置きながら、これからは市の発展に心して参りたいと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

また、再度志を持って、燃える気持ちでこの市政にチャレンジをされる皆さんも多かろうと思っております。必ずその思いがあればこそ、ここにまた皆さんから帰っていただけるものだと思います。いろいろな方、新人の方も出てくると思いますが、ぜひ、ここでまた丁々発止、市政を語り、そして市の、まちの将来を皆さんと一緒に議論できることを心からご祈念申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございます。

います。また、9月定例会ありがとうございました。

○議 長 大変ご苦勞さまでございました。それでは、私のほうから、平成29年9月南魚沼市議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。本会議は我々26名の任期中最後の定例会でございました。おかげさまで提案をされました全ての案件を議了することができました。これもひとえに議員各位のご協力、ご配慮によるものと深く感謝を申し上げます。心から厚く御礼を申し上げるところでございます。また、市長をはじめ、執行部、それから議会事務局、それぞれの皆さんから常に真摯に対応をもって審議にご協力をいただきました。重ねて厚く御礼を申し上げます。

思い返しますと4年前、平成25年の10月、南魚沼市選挙管理委員会より当選証書が26名に付与されました。そして、昨年3名の議員辞職がありまして、新たな3名の新人議員が仲間入りをしたところでございます。以来きょうまで市会議員として、それぞれの思いに多少の違いはあったにせよ、南魚沼市の発展、そして何よりも市民一人一人の幸せを願ってやってきたことは間違いないことだと思っております。

私は平成28年6月の臨時会におきまして、議員各位からのご推挙により、要職に就任してから約1年5か月が満了としております。この期間、本当に緊張の中で毎日をごささせていただきます。幸せなことに、皆様方の温かいご指導、ご協力によりまして、また執行部のご理解とご協力をいただき、ここまでやっていくことができました。あと残る1か月、最後まで全力で頑張りますのでよろしくお願いをいたします。

今限りでのご勇退される議員の皆様、本当に長い間、大変ご苦勞さまでございました。まだまだ引き続き、議員としてのご活躍をお願いしたい方々で、市民もさぞかし残念な思いをしていることと思います。今後とも健康に十分ご留意をされまして、南魚沼市の発展のために一市民としてお力をいただきますようお願いを申し上げます。

さて、10月の市議会議員選挙が近づいてまいりました。市民の関心も徐々に高まっております。ここにおられる立候補予定の皆様には、くれぐれもお体を大切に、市議会議員として再びこの議場に戻ってくることを願っておるところでございます。昨今、毎年のように襲いかかる自然災害の対応から、市民の安心・安全、福祉向上のための複雑多岐にわたる諸問題の処理など、地方特有な大きな課題が山積をしている状況にあります。市議会は地方自治本旨の実現のため、二元代表制の一方として、さらなる改革と飛躍を行わなければなりません。今、南魚沼市は着実に一歩、一歩前進をしていることには間違いありません。林市長をはじめ、職員の皆様にはさらなる期待をするところでございます。

終わりにこの4年間の皆様方のご協力に心から深く感謝を申し上げますとともに、南魚沼市のさらなる発展と、5万8,000人市民の幸せを願って挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議 長 これをもちまして平成29年9月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変ご苦勞さまでした。

[午後2時57分]